

---

# 亀 山 市 景 観 計 画

---

平成 23 年 6 月



# 亀山市景観計画

## 【目 次】

<b>序 章 はじめに .....</b>	<b>1</b>
1. 計画策定の背景 .....	1
1－1 亀山市の景観 .....	1
1－2 景観の価値観の高まりと景観法 .....	5
2. 計画の位置付け .....	5
3. 計画の目的 .....	7
4. 計画の構成 .....	7
<b>第1章 景観計画区域 .....</b>	<b>8</b>
<b>第2章 景観形成の方向性 .....</b>	<b>9</b>
1. 景観形成の基本理念 .....	9
2. 景観形成の基本目標 .....	10
3. 景観形成の基本的な方針 .....	11
3－1 要素別の景観形成方針 .....	14
3－2 地域別の景観形成方針 .....	23
3－3 景観形成推進地区・景観重点地区別の景観形成方針 .....	30
3－4 眺望景観の景観形成方針 .....	40
<b>第3章 良好的な景観の形成に関する行為の制限に関する事項 .....</b>	<b>45</b>
1. 一般地区における行為の制限 .....	45
1－1 景観形成基準 .....	45
1－2 届出対象行為 .....	48
2. 景観形成推進地区における行為の制限 .....	50
2－1 景観形成基準 .....	50
2－2 届出対象行為 .....	52
3. 景観重点地区における行為の制限 .....	53
3－1 景観形成基準 .....	53
3－2 届出対象行為 .....	55

<b>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</b>	56
1. 指定の方針	56
2. 指定基準	56
2-1 景観重要建造物の指定基準	56
2-2 景観重要樹木の指定基準	57
<b>第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項</b>	58
1. 指定の方針	58
2. 景観重要公共施設の指定	59
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項	62
3-1 景観重要道路	62
<b>第6章 景観形成の推進方策</b>	67
1. 景観計画に定めるその他の選択事項について	68
2. 景観まちづくりの知識・情報の共有化	68
3. 協働による良好な景観まちづくりの推進	69
4. 各種制度の積極的な活用	69
5. 良好的な景観まちづくりに向けた取組み	70
<b>参考資料</b>	72

# 序 章 はじめに

## 1. 計画策定の背景

### 1－1 亀山市の景観

#### ～市民に親しまれている鈴鹿山脈や鈴鹿川をはじめとした豊かな自然景観～

亀山市(以下、本市とします)の西部には、鈴鹿山脈が位置し、その多くが鈴鹿国定公園に指定されています。鈴鹿山脈は、三重県、岐阜県、滋賀県の3県にまたがり、本市部では仙ヶ岳、野登山、三子山など標高500～900mの山々が南北に連なっています。

市の東部は、伊勢平野の西北端に位置し、標高50～100mのなだらかな丘陵地となっており、市全体に渡って起伏に富んだ地形となっています。また市内には、鈴鹿山脈の麓や丘陵部の斜面地等に多くの緑地が形成されています。

更に、鈴鹿山脈等から流れる鈴鹿川、中ノ川が伊勢湾へと注いでおり、その多くの支流が市内を流れています。その中でも、鈴鹿川は市の中ほどを東西に横断する特徴的な河川となっており、多くの市民に親しまれています。



■鈴鹿山脈（鈴鹿峠）



■鈴鹿山脈（関ロッジ周辺）



■鈴鹿川



■安楽川（鈴鹿川支流）

## ～東海道や坂本棚田をはじめとした歴史・文化を感じることのできる景観～

本市では、豊かな自然景観とともに多くの歴史・文化景観が育まれてきました。

丘陵部上の東海道は、住民と旅人の交流により多くの文化が生まれ、現在においても歴史的町並みが見られます。近世に整備された東海道 53 次の宿場町の内、亀山宿、関宿、坂下宿の 3 宿が市内に位置し、なかでも関宿は東海道 53 次では唯一の国の重要伝統的建造物群保存地区(以下、重伝建地区とします)に選定されています。他の 2 宿も、城下町としての性質をもち現在では市の中心的市街地となっている亀山宿、鈴鹿峠を控えた山村の宿場であった坂下宿といったようにそれぞれ特徴を持った景観を形成しています。また、各宿場町の間にも、歴史的趣の残る集落が多く見られます。

市の北西部の山間部に位置する坂本地区には、斜面地に約 440 枚の棚田が広がっており、日本の棚田百選の一つに選ばれています。現在に至るまで、地区住民の営みとともに維持されており、特徴的な農村集落となっています。

他にも、丘陵部に位置する県内最大級の実験茶園である中の山パイロットや、丘陵部と河川との間に広がる田園、各地域に点在する集落など落ち着きのある景観を形成しています。



■関宿の町並み



■亀山城多門櫓



■坂下宿の町並み

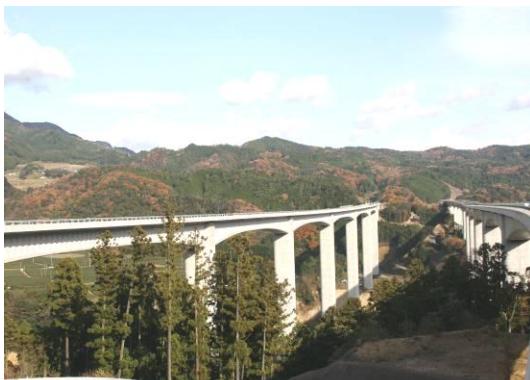


■坂本棚田

## ～近世以降の交通網の整備により生まれた景観～

市内では、明治時代以降に国道1号等の道路網、JR関西本線、JR紀勢本線といった鉄道網の整備が行われ、その後も名阪国道、東名阪自動車道、伊勢自動車道、新名神高速道路等の広域道路網の整備が行われてきました。このように本市は、時代の変遷の中で常に交通の要衝としての役割を担う地域となっていました。

交通網の発展とともに、国道1号や旧国道1号である県道亀山白山線・亀山城跡線（以下、旧国道1号とします）、国道306号等の幹線道路沿いに商業店舗が立地する沿道景観や、みずほ台、みずきが丘といった住宅地、名阪亀山・関工業団地、亀山・関テクノヒルズ等の大規模な工場団地といった新たな景観が形成されました。



■新名神高速道路と鈴鹿山脈



■旧国道1号



■みずきが丘の住宅地



■亀山・関テクノヒルズ

## ～亀山市の景観の特徴～

本市は、雄大な自然を背景として多くの歴史・文化を感じることのできる歴史的町並みや農村集落、近世の発展とともに生まれた市街地や住宅地などが人々の営みとともに各地域にまとまりのある景観を形成しています。

こうした各地域の景観を東海道をはじめとした街道や国道1号等といった交通網が繋ぐとともに、鈴鹿川等の河川や丘陵部の緑の連続性により、一体感のある景観を形成しています。

また、こうした景観を道路、丘陵部、河川沿いの堤防といった様々な箇所から眺めることのできることが本市の景観の大きな特徴となっています。



■農地と市街地の  
背景に広がる鈴鹿山脈



■関宿の町並みの  
背景に広がる鈴鹿山脈

## ～亀山市の景観の課題～

近年、本市の一体感のある景観において、自然景観では、鈴鹿山脈の山肌が露出する部分が出てきており、こうした箇所が市街地等から眺望できることで景観の背景となっている鈴鹿山脈の魅力が損なわれる可能性があります。

市街地では、スプロール化による空き地・空き家の増加や中心的市街地の空洞化が進んでいるとともに、農地においては、生産者の高齢化や後継者不足等の影響により耕作放棄地が増加しているなど、本市のまとまりのある景観が損なわれつつあります。

また、歴史・文化景観では、亀山城下町、関宿等の歴史的町並みやその近接地において、歴史的町並みとは不釣合いな高さや色彩の建築物が建ち始めています。他にも、国道1号等の主要幹線道路沿道に高層建築物が建つことで、東海道からの良好な眺望を阻害してしまうおそれがあります。

このように、市内では周囲の景観と不釣合いな建築物や良好な眺望を阻害する要因が見られ始めているため、本市の良好な景観を保全・創出する景観まちづくりに積極的に取組んでいく必要があります。

## 1－2 景観の価値観の高まりと景観法

近年、国民生活の多様化が進むにつれて国民一人一人の価値観も多様化してきております。これまでの経済的なモノの豊かさよりも、心の豊かさが求められる時代となつてきており、各都市においては自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われています。

本市の景観まちづくりとしては、昭和 50 年代より住民と行政が一体となって関宿の町並みの保存活動を行い、昭和 59 年に重伝建地区の選定を受けています。その後も、東海道を中心に歴史・文化景観を活かしたまちづくりが行われてきました。また、鈴鹿山脈では、鈴鹿国定公園としての保全が図られているとともに、鉱業権の設定を防止する住民運動を契機として、平成 22 年に鈴鹿山脈と関宿の周辺地域が鉱区禁止区域に指定され、鉱物採掘による自然景観の破壊が守られることになりました。

こうした景観に対する意識を市民全体の共通認識とし、自然、歴史・文化景観だけなく様々な景観まちづくりへと広げていく必要があります。

このような状況のなか、国においては、平成 15 年 7 月に良好な景観形成を国政上の課題として位置付けた「美しい国づくり政策大綱」を策定し、平成 17 年 6 月には「良好な景観は国民共通の資産である」として位置付けたわが国初の景観に関する総合的な法律として「景観法」を制定し、地方公共団体が地域の特性を活かした良好な景観形成を積極的に推進していくことが可能となりました。

## 2. 計画の位置付け

亀山市景観計画（以下、本計画とします）は、景観法第 8 条 1 項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」であり、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するための計画としての役割を担っています。

### ○上位関連計画における位置付け

本市では、平成 19 年 3 月に策定した「第 1 次亀山市総合計画」において、5 つの戦略プロジェクトの 1 つに本市の有する自然や歴史・文化景観と調和した落ち着きのある都市景観の形成を目指した「景観まちづくりプロジェクト」を位置付けました。また、平成 22 年 3 月に策定した「亀山市都市マスタープラン」では、重点課題に対する対応方針として「美しい景観の保全・活用」、「自然環境や特有の地形などの保全・

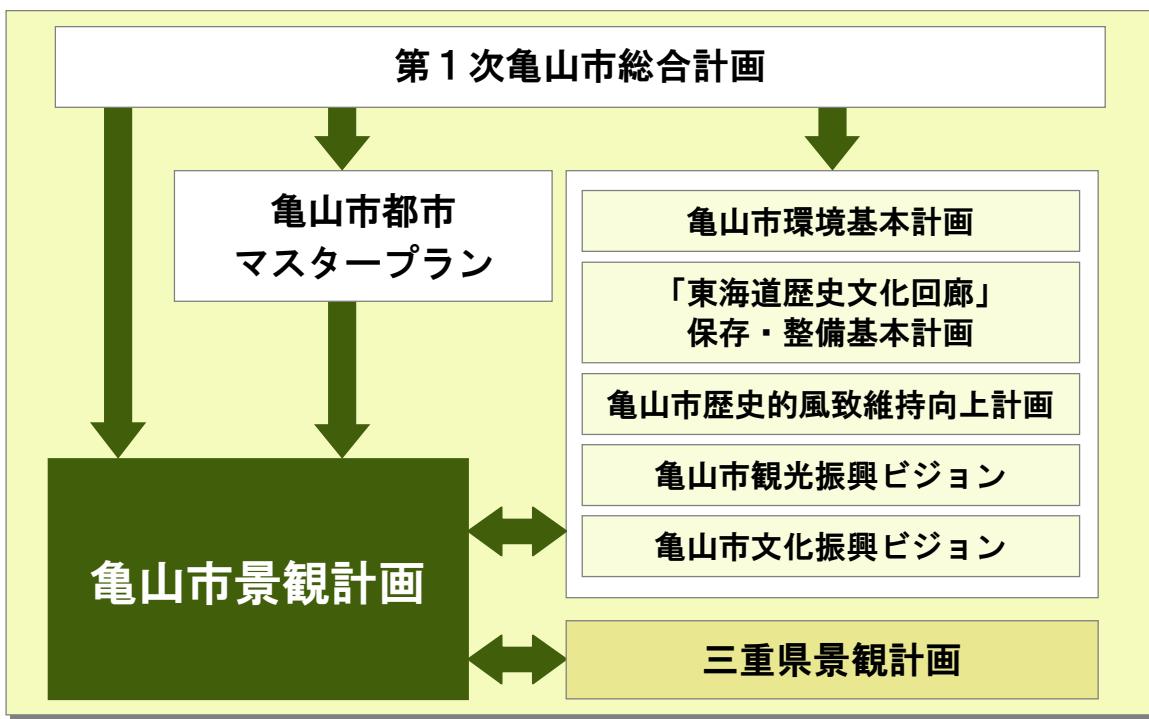
活用」を位置付けています。

そうしたなか、自然景観については、平成 17 年 3 月に「亀山市環境基本計画」を策定し、自然との共生を基本目標の一つとして位置付け、本市の豊かな自然や身近な里山等において多様な生物が生存できる環境を将来に受け継いでいくことをめざしています。

また、歴史・文化景観については、東海道を基軸として市内の歴史文化資産を回廊状に繋ぐための『東海道歴史文化回廊』の創出に関する方針（平成 18 年度）及び『東海道歴史文化回廊』保存・整備基本計画（平成 19 年度）を策定しました。更に、平成 20 年 11 月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づいた「亀山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、同計画における国からの認定を受けた初の全国 5 都市の内一つとなり、今後も歴史・文化景観を保全・活用したまちづくりに取組んでいくこととしています。

更に、平成 21 年 3 月に策定した「亀山市観光振興ビジョン」では、市の地域資源を磨き、交流を育み、まちづくり観光を進めていくことを目的としており、その戦略の一つを景観計画等との連携により地域資源を磨きあげていくこととしています。また、平成 23 年 3 月に策定した「亀山市文化振興ビジョン」では、「個性を生かした魅力あふれるまち」を基本方針の一つとして位置付け、貴重な歴史、風土や自然環境、景観という個性を次世代に引き継ぐとともに、観光、産業等の多様な視点においても文化の視点を取り入れた魅力あるまちづくりに取組んでいくこととしています。

このように、様々な計画において景観まちづくりの必要性が位置付けられています。



### 3. 計画の目的

本計画は、鈴鹿山脈とその麓に広がる丘陵部の緑や歴史的町並み、さらには、河川沿いに広がる田園地帯と農村集落とが一体となった美しく魅力ある景観を保全・形成するために、市民・事業者・行政が一体となって総合的かつ計画的に景観形成を進めていくための目標や方針、推進方策等を示すことを目的としています。

### 4. 計画の構成

本計画の構成は以下のようになっています。

章	概要	景観法の条項
<b>第1章 景観計画区域</b>	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項 第1号
<b>第2章 景観形成の方向性</b>	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項 第2号
<b>第3章 良好的な景観の形成に関する行為の制限に関する事項</b>	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項 第3号
<b>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</b>	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項 第4号
<b>第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項</b>	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項 第5号
<b>第6章 景観形成の推進方策</b>	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—

# 第1章 景観計画区域

本市は、市西部に広がる鈴鹿山脈・布引山地、その麓の丘陵部、台地上の市街地、平野部の農地といった各地域にまとまりのある景観を形成しています。それらを交通網や自然景観の連続性が繋ぐことによって一体感のある景観を形成しています。

こうした起伏に富んだ地形や景観の特徴を活かすことで、住みよく訪れたくなる景観まちづくりを推進し、良好な景観形成を図っていくために市全域を景観計画の区域（以下、景観計画区域とします）とします。



## 第2章 景観形成の方向性

### 1. 景観形成の基本理念

本市の景観形成の基本理念は、総合計画の将来都市像を基に以下のとおりとします。

■亀山市の将来都市像（第1次亀山市総合計画より）

「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」



～景観形成の基本理念～

自然を守り 歴史・文化が息づく  
魅力ある亀山の景観の保全・創出

本市は、鈴鹿山脈等からなる山並みや鈴鹿川、中ノ川の2つの水系からなる河川など豊かな自然に恵まれています。こうした自然を背景として形成されてきた亀山宿、関宿、坂下宿をはじめとした東海道沿いの歴史的町並みや坂本棚田など、各地域には魅力溢れる景観が今も息づいています。特に、鈴鹿山脈の大部分は鈴鹿国定公園、関宿は重伝建地区、坂本棚田は日本の棚田百選に指定・選定されています。

本市の景観まちづくりは、これらの優れた自然、歴史・文化景観を市民共通の資産として後世に受け継いでいくとともに、これらを活かし市民や訪問者が安らぎや潤いを感じることのできる魅力ある景観を保全・創出していくことが重要となります。

そのために市民・事業者・行政が協働し、景観まちづくりを推進していくこととします。

## 2. 景観形成の基本目標

景観形成の基本理念の実現に向けて、魅力ある本市の景観を保全・創出していくための3つの基本目標を掲げます。

### 景観形成の基本理念

#### 自然を守り 歴史・文化が息づく魅力ある亀山の景観の保全・創出

##### 景観形成の基本目標

##### ① 地域のまとまりを感じられる景観の形成

市内の各地域には、市西部に広がる鈴鹿山脈、丘陵部の緑、広がりのある河川沿いの田園地帯などの豊富な緑や鈴鹿川、中ノ川をはじめとした多くの河川といった雄大な自然景観を素地として農地と一体となった集落や新しく整備された住宅地、商業地、工業地など様々な特色ある景観が形成されてきました。

こうした各地域の個性ある景観を活かし、地域のまとまりを感じることのできる景観形成に取組んでいきます。

##### ② 亀山市の魅力を向上させる景観の形成

市内には、亀山宿、関宿、坂下宿をはじめとした歴史的町並みや坂本棚田等の個性豊かな農村集落といった歴史・文化を感じることのできる魅力ある景観が残る地区が見られます。

こうした地区やその周辺の景観を一体的に整備することで、本市の魅力を更に向上させ市内外の人々が訪れたくなる景観形成に取組んでいきます。

##### ③ 自然、歴史・文化景観への眺めを次世代へ継承する景観の形成

市内には、自然、歴史・文化景観といった地域の個性を色濃く残す景観とそれらの良好な景観を眺めることのできる場所が存在しています。

こうした市民が生活に安らぎや潤いを感じることのできる眺望を大切にし、次世代に継承することで、市民が誇りのもてる景観形成に取組んでいきます。

### 3. 景観形成の基本的な方針

景観形成の基本的な方針は、景観形成を推進していくために市の景観を構成する要素別の方針及び「2. 景観形成の基本目標」で示した3つの目標をそれぞれ実現するための方針を整理します。

#### ■要素別の景観形成方針

⇒P. 14

市内の景観を構成している要素に着目し、秩序ある景観形成を行っていくための方針を定めます。

山・緑地

河川

農地

街道・歴史的町並み

住宅地

商業地

工業地

道路

鉄道・駅

※景観を構成している各要素の景観資源で個性や魅力を際立たせることにより、より亀山らしさのある景観が形成される資源を「骨格となる景観資源」として整理します。

景観形成の  
基本目標

① 地域のまとまりを感じられる景観の形成

■地域別の景観形成方針

景観形成の  
基本目標

② 亀山市の魅力を向上させる景観の形成

■景観形成推進地区・景観重点地区別の景観形成方針

景観形成の  
基本目標

③自然、歴史・文化景観への眺めを次世代へ継承する景観の形成

■眺望景観の景観形成方針

## ■地域別の景観形成方針

⇒P. 23

市の景観特性を踏まえ、景観計画区域（市全域）を「地域区分（一般地区）」し、地域別に一体的な方向性を持って景観形成を進めていくための方針を定めます。

## ■景観形成推進地区・景観重点地区別の景観形成方針

⇒P. 30

積極的に景観形成に取組んでいくことにより本市の景観の特徴がより明確となる地区については住民の意向を踏まえた上で「景観形成推進地区」として指定し、地区別の景観形成方針を定めます。

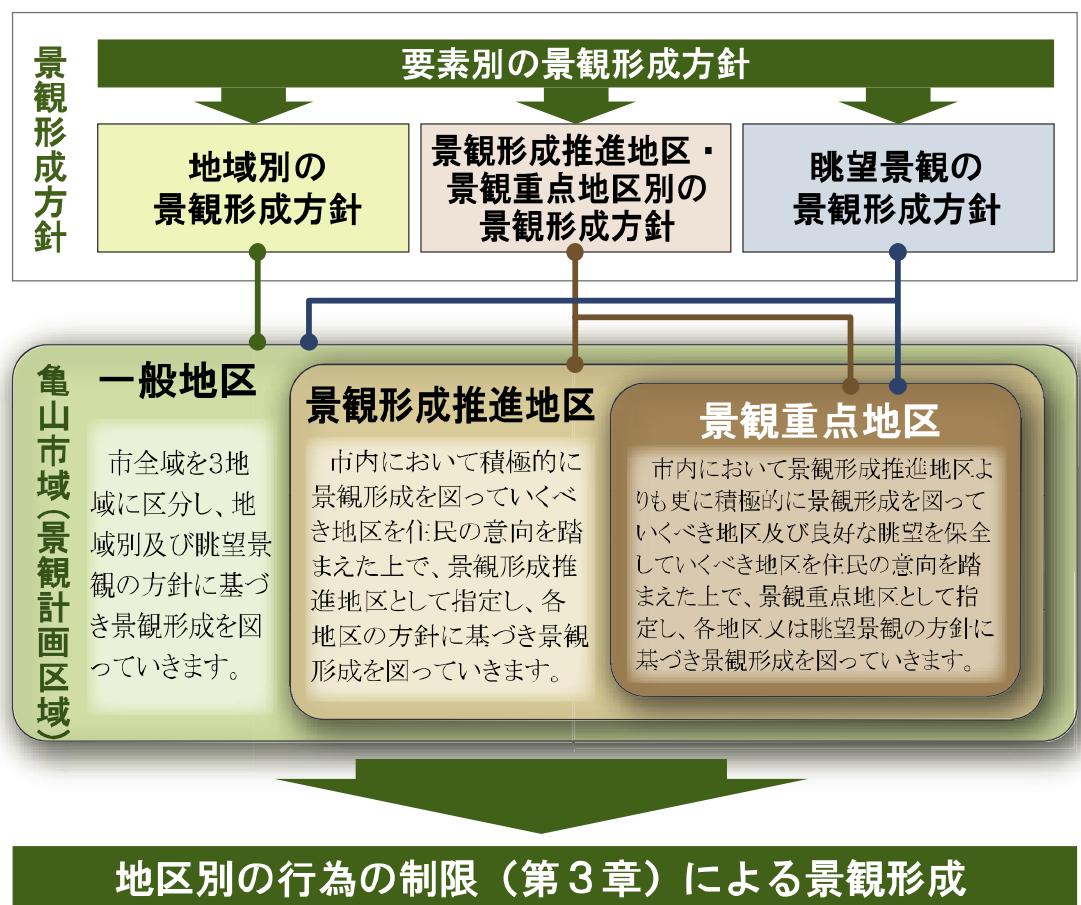
また、景観形成推進地区については、住民の意向を踏まえ更に積極的な景観形成を図っていく地区として「景観重点地区」の指定を検討します。

## ■眺望景観の景観形成方針

⇒P. 40

本市の景観の大きな特徴となっている「自然景観」、「歴史・文化景観」のうち、主要な視対象を選定し、市全域からの眺めを対象とした眺望景観の景観形成方針を定めることとします。

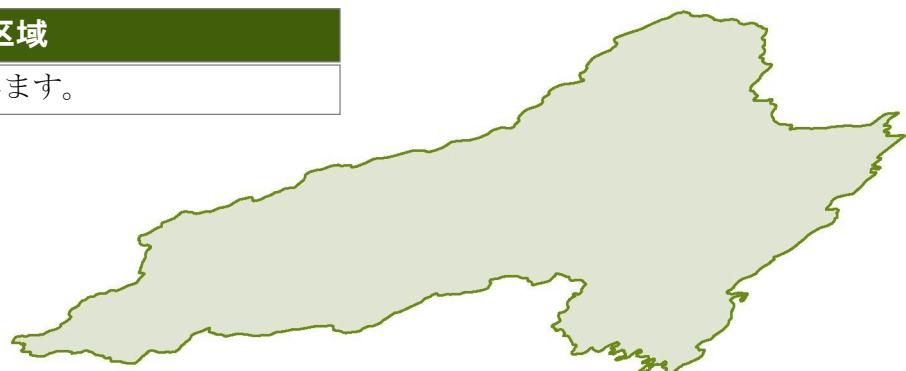
また、主要な視対象については、住民の意向を踏まえ更に積極的な景観形成基準等を定める地区として「景観重点地区」の指定を検討します。



## ■地区区分の考え方

### 景観計画区域

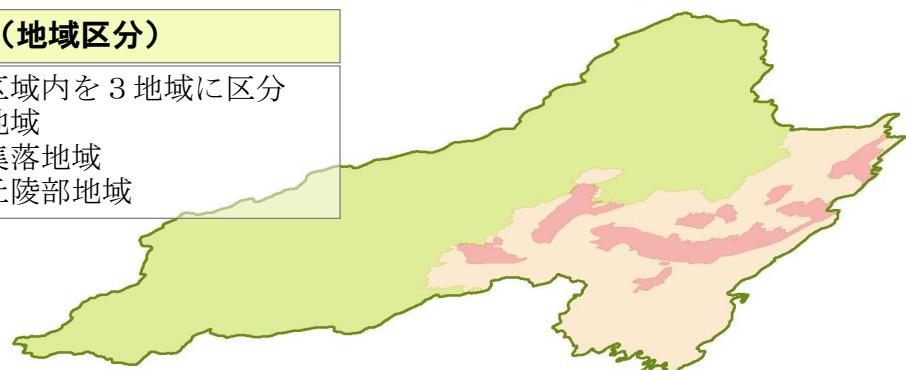
市全域とします。



### 一般地区（地域区分）

景観計画区域内を3地域に区分

- 市街地地域
- 田園・集落地域
- 山地・丘陵部地域



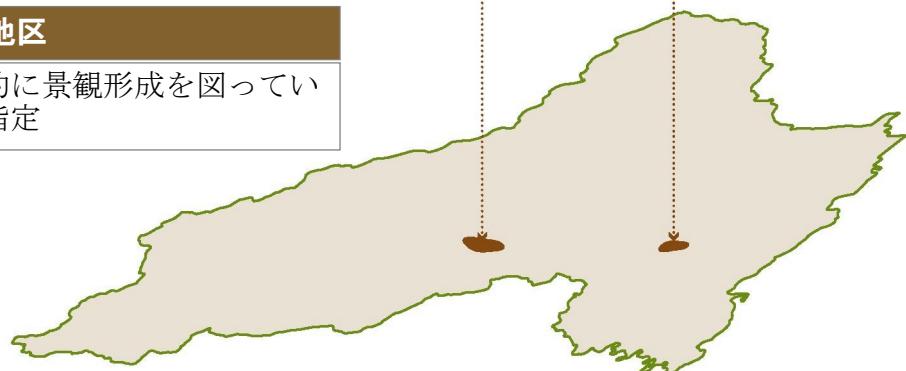
### 景観形成推進地区

積極的に景観形成を図っていく地区を指定



### 景観重点地区

更に積極的に景観形成を図っていく地区を指定



都市計画法、文化財保護法等と連携した景観の保全を検討

### 3－1 要素別の景観形成方針

#### (1) 山・緑地

##### ○景観特性

市の西部に広がる鈴鹿山脈は、緑溢れる景観として市の至るところから眺めることのできるシンボル景観となっています。また、鈴鹿山脈の裾野に広がる丘陵部、台地上に広がる市街地の斜面地、河川沿い等においても多くの緑地が存在しており本市の景観の大きな特徴となっています。しかし、鈴鹿山脈等においては木竹の伐採や土石の採取により緑が減少し山肌が見えている箇所が見られます。



■鈴鹿山脈（羽黒山）



■丘陵部の緑と背景の布引山地

##### ○景観形成方針

###### ●まとまりのある緑地の保全

山林や丘陵部の緑を適切に保全し、周囲の建築物・工作物等については、自然景観との調和に配慮した形態意匠とします。

###### ●緑地の連続性への配慮

山地や斜面緑地の周囲の建築物・工作物等については、山並みや斜面緑地の連続性に配慮した配置・規模とします。

###### ●市街地等からの眺望景観の保全

土石の採取や木竹の伐採等を行う際には、市街地等から山を眺めた際に山肌が見えないよう配慮します。

##### ○骨格となる景観資源

鈴鹿山脈（野登山、三子山等）、布引山地（錫杖ヶ岳等）、斜面緑地

## (2) 河川

### ○景観特性

市内には、鈴鹿山脈を源流とする鈴鹿川、中ノ川の2つの水系が存在しています。特に、鈴鹿川は、市の中央部を東西に横断し、加太川、安楽川、御幣川等の多くの支流をもつ市のシンボル的な河川となっており、支流である安楽川の上流部は、石水渓と呼ばれ市内随一の景勝地として市内外の人々に親しまれています。

しかし、近年、鈴鹿川等の市内の多くの河川において水辺が木々で覆われてしまっているために市民が水辺に下りて川に親しめる場所が少なくなっています。



■鈴鹿川



■石水渓

### ○景観形成方針

#### ●潤いある河川環境の保全

多くの生物が生息する河川環境を適切に保全するとともに、市民が親しむことのできる空間として整備を図ります。護岸や橋梁については、自然景観との調和に配慮した形態意匠とします。

#### ●視点場の確保

視界の開けた橋梁及び堤防については、周囲の田園景観や鈴鹿山脈を眺めることのできる視点場として整備します。

### ○骨格となる景観資源

鈴鹿川、中ノ川、安楽川、石水渓、加太川、椋川

### (3) 農地

#### ○景観特性

鈴鹿川や中ノ川等の河川沿いには、広がりのある田園と集落が一体となった景観を見ることができます。こうしたまとまりのある田園は視界が開けており、背景の鈴鹿山脈と一体的に眺めることができ、市民に潤いを与えてています。また、坂本棚田や中の山パイロットといった特徴ある農業景観が存在しています。



■坂本棚田



■中の山パイロット

#### ○景観形成方針

##### ●まとまりのある農地の保全

河川沿いに広がる田園景観、丘陵部に広がる茶畠、山間部の田畠等のまとまりある農業景観を適切に保全し、周囲の農業用施設については、農業景観との調和に配慮した形態意匠とします。

##### ●広がりのある眺望景観の保全

農地の周囲の建築物・工作物等については、農地と背景の山並みの一体的な眺望景観に配慮した、配置、規模、形態意匠とします。

#### ○骨格となる景観資源

中の山パイロット、坂本棚田

## (4) 街道・歴史的町並み

### ○景観特性

市内には、東海道や大和街道、伊勢別街道、巡見街道等の旧街道が位置しています。東海道沿道には、関宿伝統的建造物群保存地区（以下、関宿伝建地区とします）をはじめ本町、野村、布氣、坂下等といった、多くの歴史的趣を感じることのできる町並みが残っています。大和街道沿道においても加太市場、加太板屋等において歴史的趣を感じさせています。また、亀山城下町においては、旧武家地であった南崎町等に残る生垣等から城下町の面影を感じることができます。

しかし、こうした町並みにおいては歴史的建造物の老朽化や維持管理の難しさ等から建替えが進み、歴史的町並みの風情や旧街道の連続性は年々失われてきています。



■関宿の町並み



■坂下宿の町並み

### ○景観形成方針

#### ●歴史的建造物の保全

市内に残る歴史的建造物の修理・修復等により適切な歴史的町並みの保全に努めます。

#### ●連続性のある街道景観の形成

歴史的建造物周辺の建築物・工作物等については、歴史的町並みの連続性に配慮した形態意匠、高さ、配置とします。

#### ●歴史的町並みにおける眺望景観の保全

街道沿いや亀山城下町の背後に建つ建築物・工作物等については、歴史的町並みからの眺望に配慮した配置、高さとします。

### ○骨格となる景観資源

東海道、大和街道、亀山宿・亀山城下町周辺、関宿周辺、坂下宿周辺

## (5) 住宅地

### ○景観特性

市内には、みずほ台、みずきが丘等といった新たに開発された住宅地が存在しています。建築協定等により計画的な緑の配置や周囲の景観との調和を図っていたり、道路の修景舗装整備、カラー電柱の使用等の景観整備が行われている地区があります。



■みずきが丘



■みずほ台

### ○景観形成方針

#### ●地域特性を活かした住宅地の形成

住宅地内の建築物・工作物等については、各地域特性に配慮し住宅地内のまとまりを感じられる形態意匠とします。また、宅地を造成する際には、地形特性に十分配慮したものとします。

#### ●緑溢れ潤いある住宅地の形成

敷地の前面の緑化を図り、歩行者が潤いを感じることのできる緑溢れる住宅地の形成を促します。

#### ●落ち着きのある集落の保全

地域の歴史・文化を継承した落ち着きのある集落を保全し、集落の建築物・工作物等については、周囲の景観と調和した配置、高さ、形態意匠とします。

### ○骨格となる景観資源

みずほ台、みずきが丘、アイリス町

## (6) 商業地

### ○景観特性

市内の商業地としては、東町商店街や亀山駅前の商業地が存在しています。東町商店街については白いアーケードが連なり、亀山大市や市民活動の場としても活用されています。また、国道1号、旧国道1号、国道306号等の幹線道路沿いには、大型スーパーや小規模な商業店舗等が建ち並ぶ沿道商業景観が見られます。



■東町商店街



■旧国道1号沿道の商業地

### ○景観形成方針

#### ●賑わいを感じ、連続性のある商店街の形成

亀山駅前や東町商店街については、建築物前面の形態意匠を統一するなどして連続性のある商店街を形成し、賑わいの感じることのできる商店街を演出します。

#### ●周囲の景観に配慮した沿道商業地の形成

主要幹線道沿道の商業店舗等については、周囲の自然景観や歴史的町並みに配慮した形態意匠とします。

### ○骨格となる景観資源

亀山駅前、東町商店街、国道1号・旧国道1号沿道の商業地、  
国道306号沿道の商業地

## (7) 工業地

### ○景観特性

市内の大規模な工業団地としては、名阪亀山・関工業団地や亀山・関テクノヒルズ、能褒野の工業団地があります。特に、名阪亀山・関工業団地及び亀山・関テクノヒルズには、近年、多くの液晶関連企業が立地しています。



■名阪亀山・関工業団地及び  
亀山・関テクノヒルズ



■亀山・関テクノヒルズ

### ○景観形成方針

#### ●緑溢れる工業地の形成

敷地内に計画的に配置された緑を保全し、今後も積極的に緑を配置することで工業地の魅力の向上を図ります。

#### ●周囲の自然景観と調和した工業地の形成

工業地内の建築物・工作物等については、周辺の自然景観と調和した形態意匠とします。

### ○骨格となる景観資源

名阪亀山・関工業団地、亀山・関テクノヒルズ、能褒野の工業団地

## (8) 道路

### ○景観特性

市内は、新名神高速道路、東名阪自動車道、伊勢自動車道等の広域交通網の整備が進んでおり、東西日本の交通の要衝及び紀伊半島・伊勢志摩の玄関口となっています。また、国道1号や国道306号等の幹線道路が整備されているとともに、フラワーロードや国道25号（県管理）で風景道路としての取組みが進められています。

近年においては、幹線道路沿道等において高層のホテルやマンション等の立地が目立ってきています。



■亀山JCT



■フラワーロード

### ○景観形成方針

#### ●周囲の景観特性に配慮した道路景観の形成

道路の舗装やガードレールについては、各地域の自然、歴史・文化等の景観特性に配慮した形態意匠とします。住宅地内等の生活道路については、歩行者の安全性に配慮しつつ潤いを感じることのできる道路景観の形成を図ります。

#### ●周辺と調和した沿道景観の形成

主要幹線道路沿道の建築物・工作物等については、周辺の景観と調和した沿道景観の形成を図ります。

#### ●広がりのある眺望景観の保全

視界の開けた道路については、周囲の自然景観と背景の鈴鹿山脈の一体的な眺望に配慮します。

### ○骨格となる景観資源

東名阪自動車道、伊勢自動車道、新名神高速道路、名阪国道（国道25号）、国道1号、国道306号、フラワーロード、国道25号（県管理）

## (9) 鉄道・駅

### ○景観特性

市内には、JR関西本線、JR紀勢本線が通っており、市内の駅としては亀山駅、関駅、下庄駅、加太駅、井田川駅があります。線路沿いには、農地や菜の花、コスモス畠が見られる等、車窓からのどかな景観を眺めることができます。また、加太では、明治期に建設された鉄橋やレンガ積みのトンネル等といった近代の遺産を見ることができます。



■亀山駅



■JR関西本線

### ○景観形成方針

#### ●市の玄関口としての景観の形成

亀山駅、関駅等は、市の玄関口として、駅周辺と一体的な景観の形成を図ります。

#### ●周囲の景観特性を活かした駅周辺の景観の形成

駅周辺は、地域の歴史・文化景観や自然景観等の景観特性を踏まえ、周囲の景観に配慮した景観の形成を図ります。

#### ●魅力ある車窓景観の形成

車窓から眺めることのできる広がりのある田園や植物等の自然景観や鉄橋等の近代遺産を適切に保全し、魅力ある車窓景観を形成します。

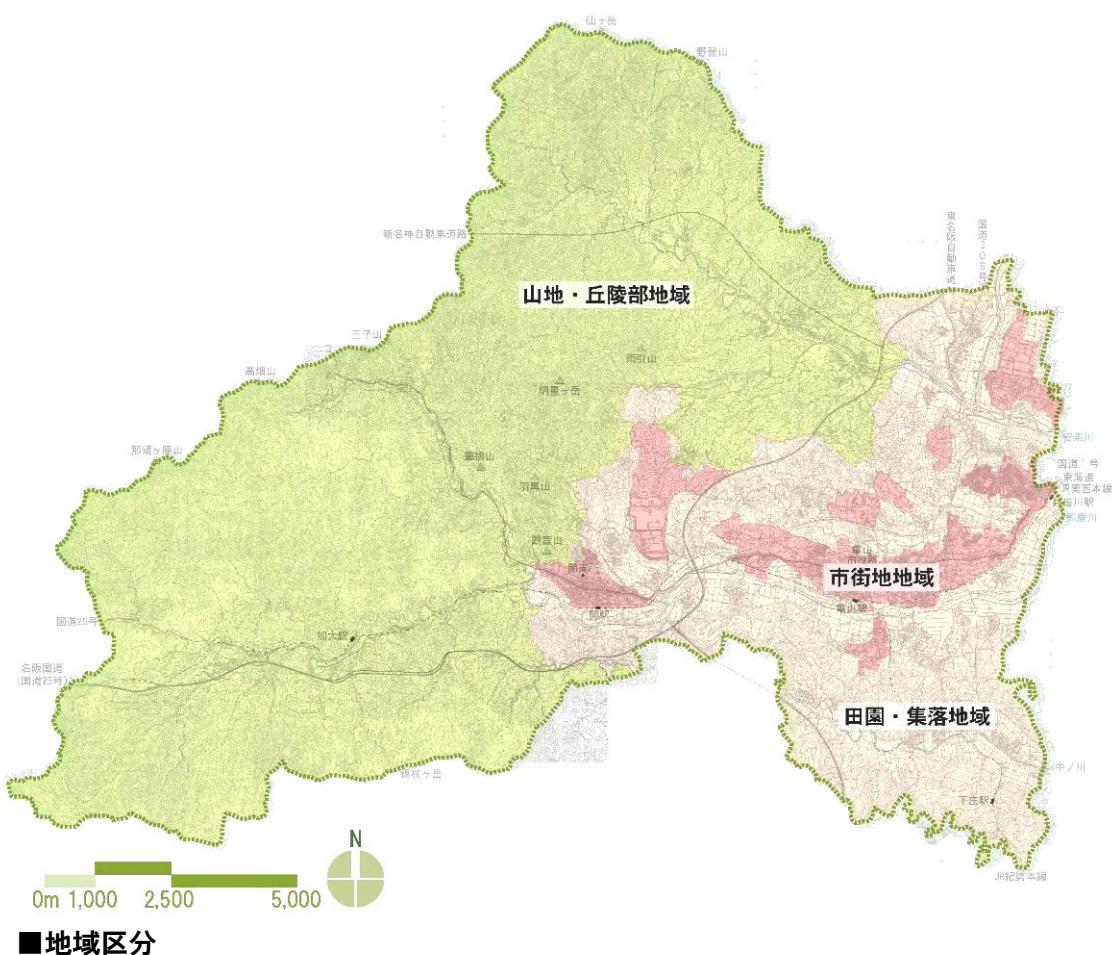
### ○骨格となる景観資源

JR関西本線、JR紀勢本線、亀山駅、関駅

### 3-2 地域別の景観形成方針

景観計画区域は、市全域を対象としますが、市の西部には鈴鹿山脈とその麓に広がる緑豊かな丘陵部、台地上に広がる市街地、河川沿いに広がる農地などさまざまな特色ある景観が見られます。また、総合計画における市の土地利用構想では市域を7つに区分しており、景観計画においても総合計画の区分を踏まえ、各地域の特色や土地利用にあつた景観形成を図っていくために以下の3地域に区分します。

地域	概要	範囲
<b>市街地地域</b>	台地上の市街地や沿道型の商業店舗、工業地等によって景観が構成されている地域	市内の用途地域指定がされている地域及びその周辺において市街化が進行している地域
<b>田園・集落地域</b>	主に集落と河川沿いに広がる農地等によって景観が構成されている地域	市内の都市計画区域内の市街地地域以外の地域
<b>山地・丘陵部地域</b>	主に鈴鹿山脈と麓の丘陵部の緑によって景観が構成されている地域	市内の都市計画区域外の地域



## (1) 市街地地域

### ○景観特性

市街地地域は、台地上に形成された亀山城下町及び東海道亀山宿、関宿を中心として市の中核的機能を担っているとともに、今なお、歴史を感じることのできる町並みが残っています。

明治以降には、鉄道が開通し、戦後の高速道路網や主要幹線道路の整備により、東海道周辺には沿道型の商業店舗や住宅団地、大規模な工業団地等が立地してきており、近年では国道1号、旧国道1号沿道等に高層建築物の立地が目立ってきています。

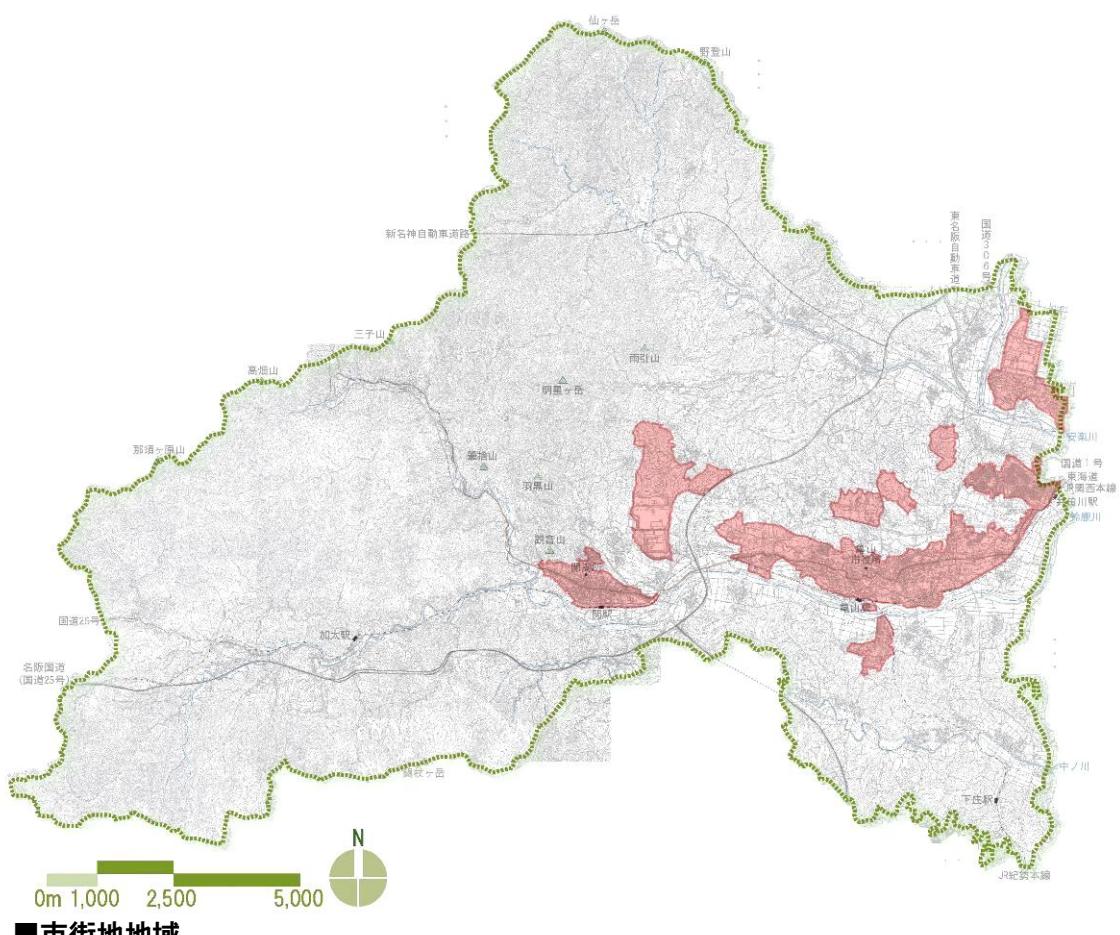
### ○景観形成方針

#### ●歴史・文化と調和した市の顔として魅力ある市街地景観の形成

東海道沿いや亀山城下町内に残る歴史的町並みや歴史的建造物を適切に保全し、周囲の建築物・工作物の形態意匠等についても調和を図ります。また、市の顔として賑わいを感じることのできる商業地や背景の山並みとの調和に配慮した落ち着きある沿道景観の形成を図っていきます。

### ○要素別の景観形成方針

要素	景観形成方針	骨格となる景観資源
山・緑地	●まとまりのある緑地の保全 ●緑地の連続性への配慮	斜面緑地
街道・歴史的町並み	●歴史的建造物の保全 ●連続性のある街道景観の形成 ●歴史的町並みにおける眺望景観の保全	東海道 亀山宿・亀山城下町周辺 関宿周辺
住宅地	●地域特性を活かした住宅地の形成 ●緑溢れ潤いある住宅地の形成 ●落ち着きのある集落の保全	みずほ台 みづきが丘 アイリス町
商業地	●賑わいを感じ、連続性のある商店街の形成 ●周囲の景観に配慮した沿道商業地の形成	亀山駅前、東町商店街 国道1号沿道・旧国道1号の商業地 国道306号沿道の商業地
工業地	●緑溢れる工業地の形成 ●周囲の自然景観と調和した工業地の形成	名阪亀山・関工業団地 亀山・関テクノヒルズ 能褒野の工業団地
道路	●周囲の景観特性に配慮した道路景観の形成 ●秩序ある沿道景観の形成 ●広がりのある眺望景観の保全	国道1号 国道306号
鉄道・駅	●玄関口としての駅周辺の整備 ●魅力ある車窓景観の形成	JR関西本線 亀山駅・関駅



■市街地地域



■亀山城下町（池の側）



■関宿の町並み



■旧国道1号



■みづきが丘

## (2) 田園・集落地域

### ○景観特性

田園・集落地域は、鈴鹿川、中ノ川等の河川沿いに田園が広がっており、丘陵部には地場産業であるお茶の畑地が広がっています。特に、中の山パイロットは面積約89haの実験茶園となっています。また、地域内には周囲の農地と一体的な景観を形成している多くの集落が点在しています。

全体的にのどかな農業景観を残していますが、近年、一部の地域において高層マンションの立地や主要幹線道路沿いの開発等が見られます。

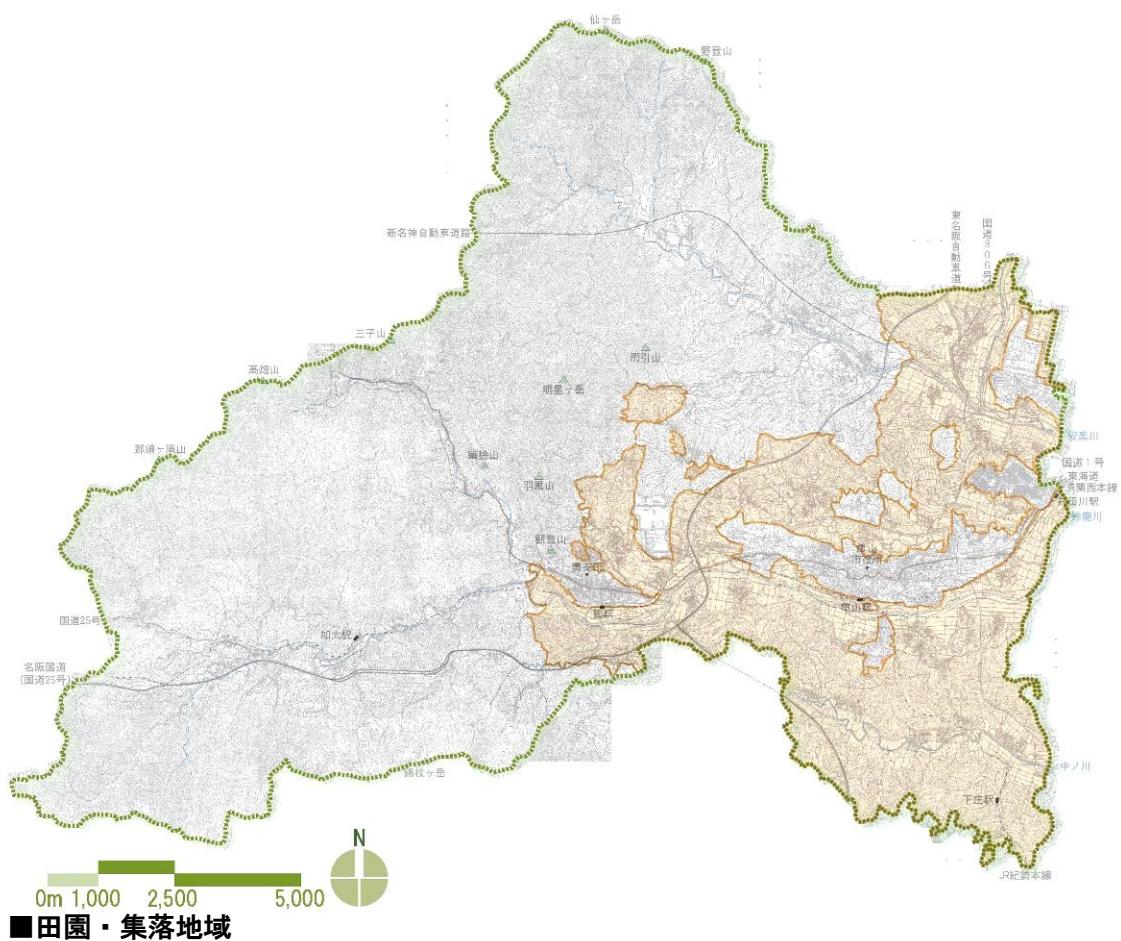
### ○景観形成方針

#### ●集落と農地が一体となったまとまりある景観の保全・形成

まとまりのある田園や茶畠等の農地を適切に保全し、集落内の建築物・工作物については、これまでの一体感のある形態意匠等を継承していくとともに農業景観との調和を図っていきます。

### ○要素別の景観形成方針

要素	景観形成方針	骨格となる景観資源
山・緑地	●まとまりのある緑地の保全	斜面緑地
河川	●潤いある河川環境の保全 ●視点場の確保	鈴鹿川、中ノ川、安楽川、椋川
農地	●まとまりのある農地の保全 ●広がりのある眺望景観の保全	中の山パイロット
街道・歴史的町並み	●歴史的建造物の保全	東海道
住宅地	●地域特性を活かした住宅地の形成 ●緑溢れ潤いある住宅地の形成 ●落ち着きのある集落の保全	—
商業地	●周囲の景観に配慮した沿道商業地の形成	国道306号沿道の商業地
道路	●周囲の景観特性に配慮した道路景観の形成 ●秩序ある沿道景観の形成 ●広がりのある眺望景観の保全	東名阪自動車道 国道1号 国道306号
鉄道・駅	●周囲の景観特性を活かした駅周辺の整備 ●魅力ある車窓景観の形成	JR関西本線 JR紀勢本線



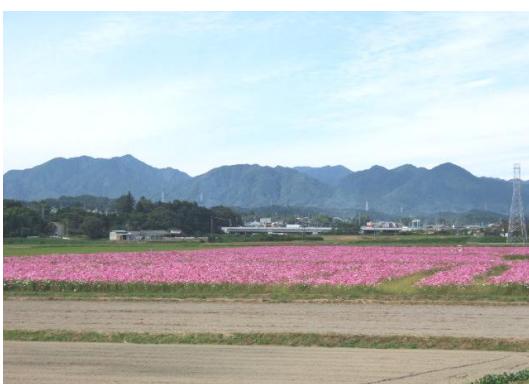
■田園・集落地域



■中の山パイロット



■農業景観（能褒野）



■コスモス畑（太田）



■鈴鹿川

### (3) 山地・丘陵部地域

#### ○景観特性

山地・丘陵部は、鈴鹿山脈をはじめとした標高500～1,000mの山々が連なっており、遠方から鈴鹿山脈を眺めると鈴鹿山脈の淡い緑と麓の丘陵部の濃い緑とが美しいコントラストを形成しています。更に、日本の棚田百選に選定された坂本棚田の自然景観や東海道の鈴鹿峠に位置する坂下宿等の歴史的町並みといった特徴ある景観も存在しています。

また、安楽川の上流部は、清流として市内随一の景勝地である石水渓となっており、石水渓を含む鈴鹿山脈の一部が自然公園法に基づく鈴鹿国定公園に指定され自然環境の保全が行われています。

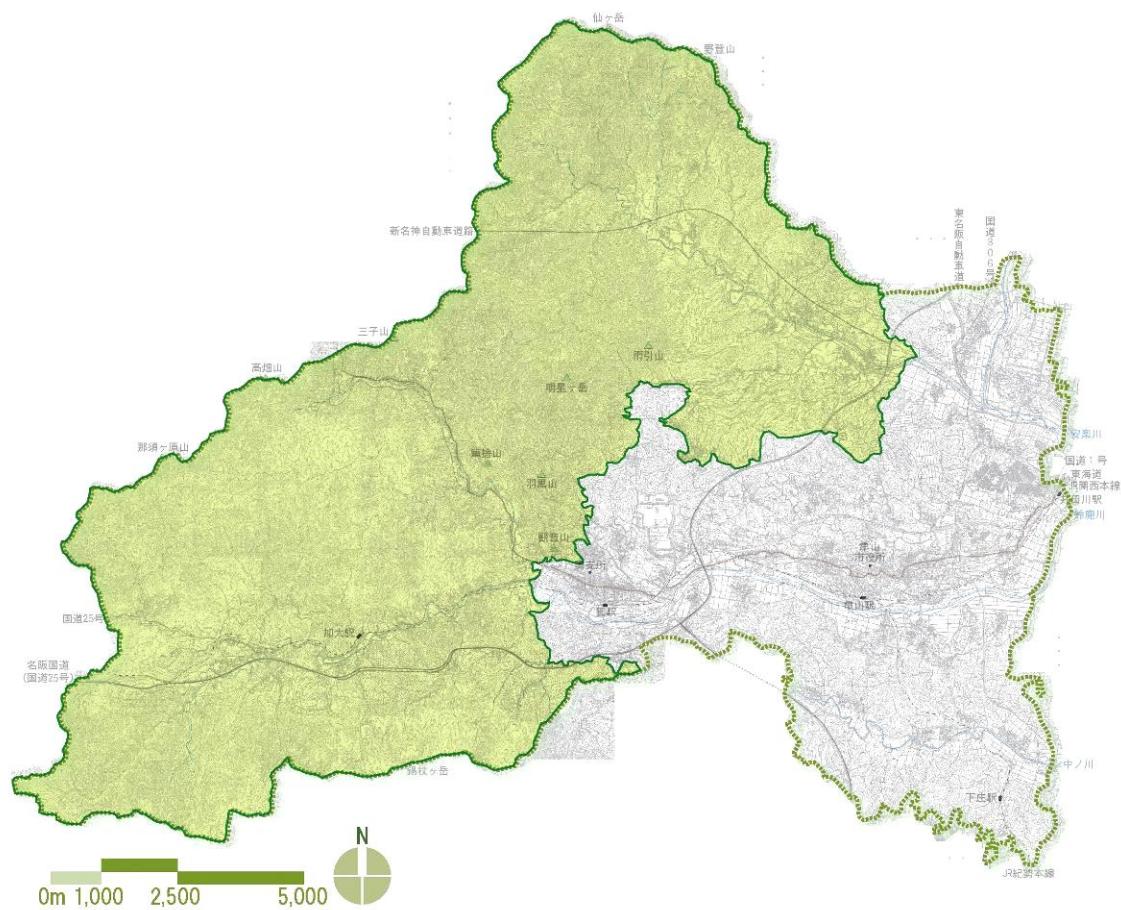
#### ○景観形成方針

##### ●緑のコントラストによる雄大な自然景観の保全

鈴鹿山脈と丘陵部の緑のコントラストをはじめとした豊かな自然景観を適切に保全します。建築物・工作物については、周辺の緑との調和や市街地等からの眺めに配慮した景観形成を図っていきます。

#### ○要素別の景観形成方針

要素	景観形成方針	骨格となる景観資源
<b>山・緑地</b>	●まとまりのある緑地の保全 ●緑地の連続性への配慮 ●市街地等からの眺望景観の保全	鈴鹿山脈 布引山地
<b>河川</b>	●潤いある河川環境の保全	鈴鹿川、中ノ川、安楽川、 石水渓、加太川、椋川
<b>農地</b>	●まとまりのある農地の保全 ●広がりのある眺望景観の保全	坂本棚田
<b>街道・歴史的町並み</b>	●歴史的建造物の保全 ●連続性のある街道景観の形成	東海道、大和街道 坂下宿周辺
<b>住宅地</b>	●地域特性を活かした住宅地の形成 ●緑溢れ潤いある住宅地の形成 ●落ち着きのある集落の保全	—
<b>道路</b>	●周囲の景観特性に配慮した道路景観の形成 ●広がりのある眺望景観の保全	東名阪自動車道・伊勢自動車道・新名神高速道路 名阪国道(国道25号) 国道1号
<b>鉄道・駅</b>	●周囲の景観特性を活かした駅周辺の整備 ●魅力ある車窓景観の形成	JR関西本線



■山地・丘陵部地域



■集落と背景の鈴鹿山脈（小川）



■集落と背景の鈴鹿山脈（原尾）



■坂下宿の町並み



■石水渓

### 3-3 景観形成推進地区・景観重点地区別の景観形成方針

本市の各地区的景観特性を踏まえ、積極的に景観形成に取組んでいくことにより本市の景観の魅力がより明確となる地区について、住民の意向を踏まえ景観形成推進地区として指定します。また、景観形成推進地区については、更に積極的な景観形成基準等を定める地区として「景観重点地区」の指定を推進していきます。

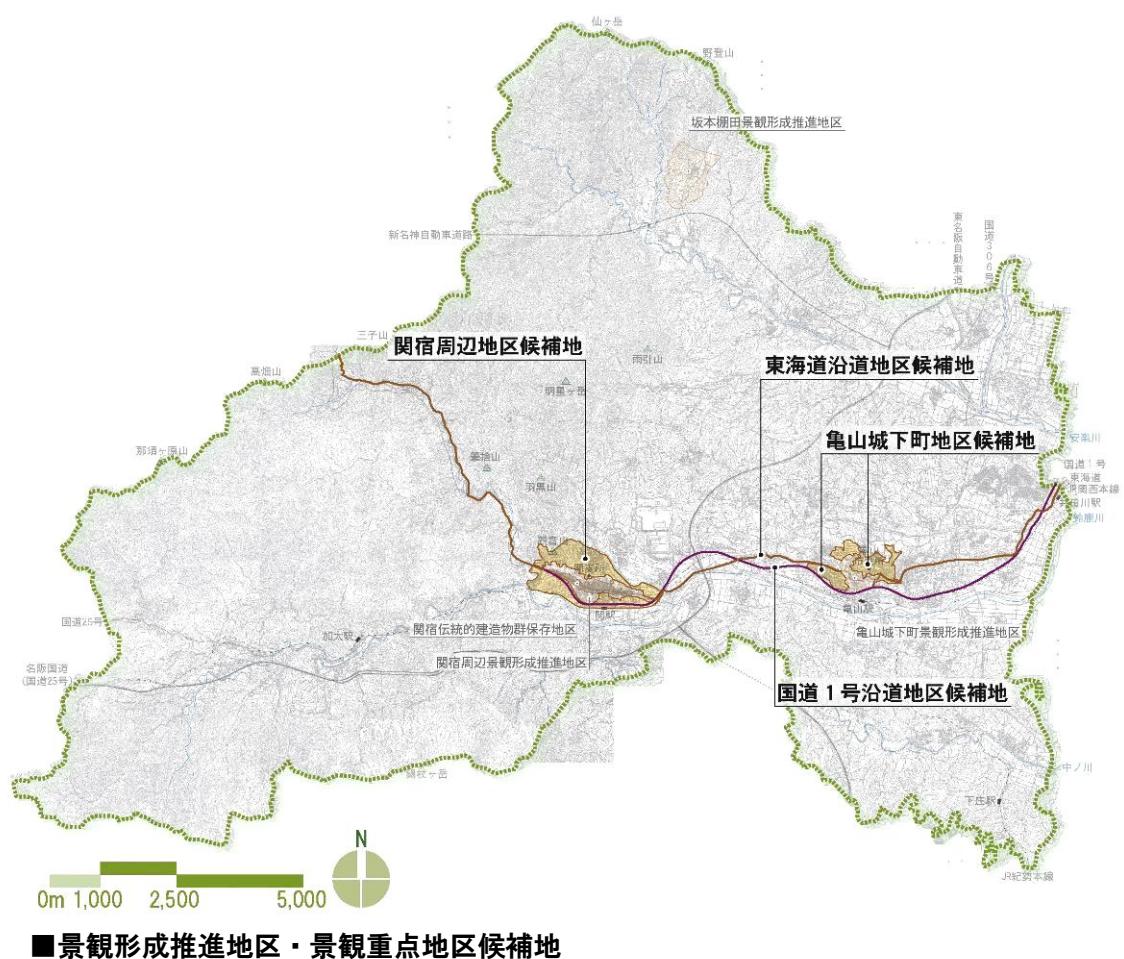
景観形成推進地区及び景観重点地区については、以下の地区とします。

地区名	概要	範囲
<b>亀山城下町 景観形成推進地区</b>	亀山城下町内において、城下町の風情が感じられるとともに、低層の住宅が大半を占め歴史的建造物が比較的多く残る地区	西町・南崎町・市ヶ坂・若山及び西丸町・東町の一部を含む地区
<b>関宿周辺 景観形成推進地区</b>	関宿周辺において低層の住宅が大半を占め、関宿の歴史的町並みと一体となった景観を形成している地区	関宿周辺の第一種住居地域・第二種中高層住居専用地域・工業地域の一部を含む地区
<b>坂本棚田 景観形成推進地区</b>	日本の棚田百選に選定された坂本棚田と一体となった周辺の集落、鈴鹿山脈を含む地区	坂本棚田及び周囲の鈴鹿山脈の尾根線を含む地区



また、下図に示す地区を景観形成推進地区等の候補地とし、各地区の景観特性を踏まえ景観形成に取組んでいくために、景観形成推進地区等の指定に向けて住民の意向を把握していくこととします。

下図に示す候補地以外の地区についても住民の意向等のある場合は、景観形成推進地区等の指定に向けた取組みを推進します。



## (1) 亀山城下町景観形成推進地区

### ○景観特性

亀山城下町景観形成推進地区は、斜面緑地によって囲まれた台地上に城下町形成当時の街路や屋敷割りといった基盤が現在まで引き継がれています。地区内は武家屋敷、町屋等の歴史的建造物が残る特色ある景観となっており、武家地ゾーンと町人地ゾーンに分けることができます。

#### ■武家地ゾーン

武家地ゾーンは、城下町成立当時の屋敷割りがほぼ残っており、一部には、武家屋敷が残っています。多くの武家屋敷は建替わっていますが、ゾーン内の建築物は低層住宅が多くを占め、建替わった建築物についても前面に植栽や板塀等の外構を設けるなど武家屋敷特有の景観は残しております。落ち着いた雰囲気を感じることができます。

しかし、近年においても武家屋敷の建替えが進んでおり、武家地としての景観が薄れつつあります。

#### ■町人地ゾーン

町人地ゾーンは、城下町内の町人地であるとともにその多くが東海道沿道に位置しています。ゾーン内においては一部に町屋が残っておりますが、他の多くの建築物においても壁面位置をセットバックしていない低層住宅が立地しており、町人地の特徴が見られます。

しかし、近年では町屋が取り壊され、建替えの際に壁面位置をセットバックするなど景観に変化が見られます。

### ○景観形成方針

#### ●歴史的建造物の適切な保全

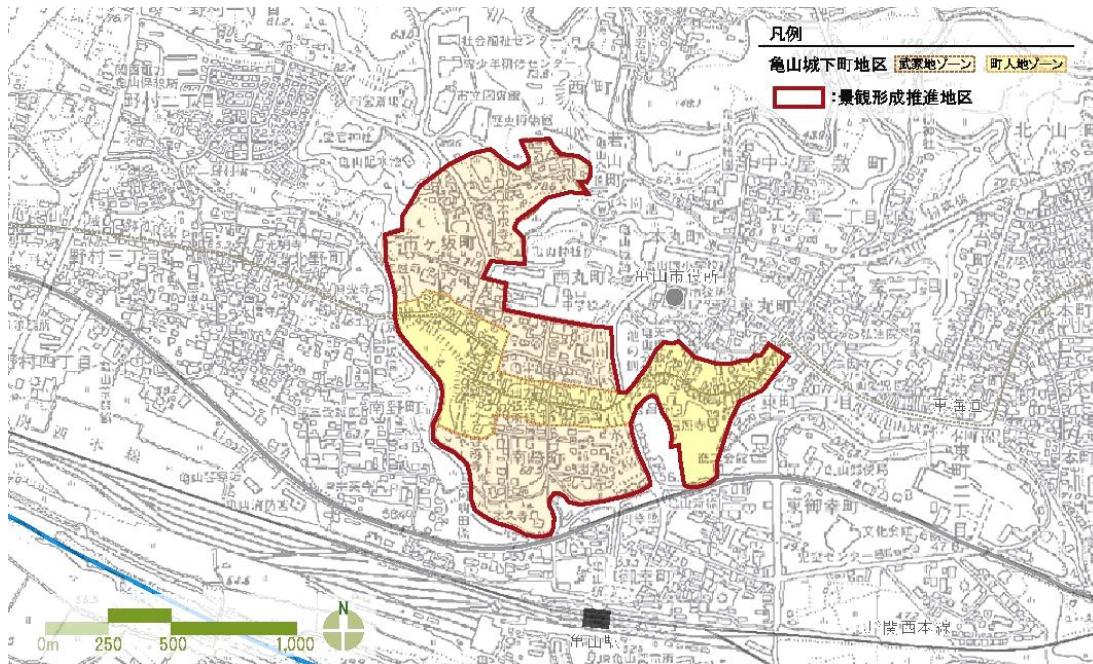
地区内に残る多くの城郭建築、武家屋敷、町屋等の歴史的建造物については適切に修理・修復するなどして歴史的町並みを保全し、必要に応じて景観重要建造物への指定を行っていきます。

#### ●城下町の特性に配慮した景観の形成

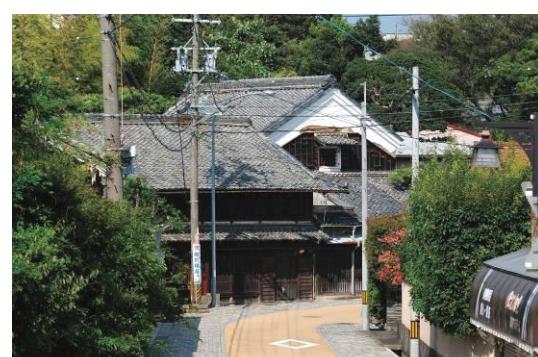
城下町内に残る街路や屋敷割り等の基盤を継承していくとともに、歴史的建造物の周辺等において新たに建築する建築物・工作物等については、城下町の各ゾーンの特性に配慮した高さ、配置、形態意匠、色彩とすることにより、城下町の歴史的趣を感じることのできる景観の形成を図ります。

### ●点在する視点場からの眺望景観の保全

亀山城多門櫓やお城見庭園などの地区内に点在する視点場周辺の建築物・工作物等については視点場からの眺望を阻害しない高さ、配置、形態意匠とし、城下町の趣を感じることができる景観の形成を図ります。



■亀山城多門櫓



■亀山城下町内の東海道沿道



■加藤家長屋門及び土蔵



■旧館家住宅

## (2) 関宿周辺景観形成推進地区

### ○景観特性

関宿周辺景観形成推進地区は、関宿伝建地区とともに形成されてきた旧市街地で、そのほとんどが低層の個人住宅となっています。地区内には細街路が多く存在し、沿道には瓦葺き勾配屋根で木造の和風住宅が多く立地しており、関宿伝建地区の歴史的町並みと調和し、落ち着いた雰囲気を感じることのできる地区となっています。しかし、近年では原色系の色彩を用いた個人住宅やアパート等といった町並みと調和しない建築物の立地が見られます。

### ○景観形成方針

#### ●関宿の歴史的町並みへの配慮

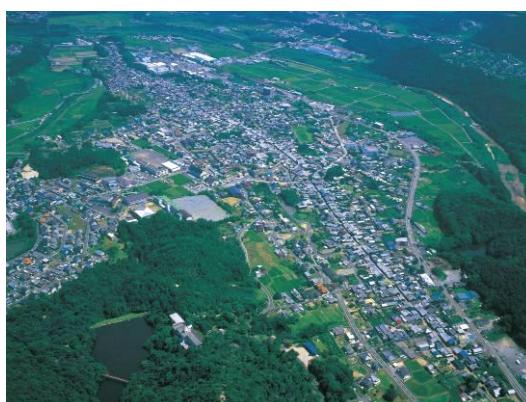
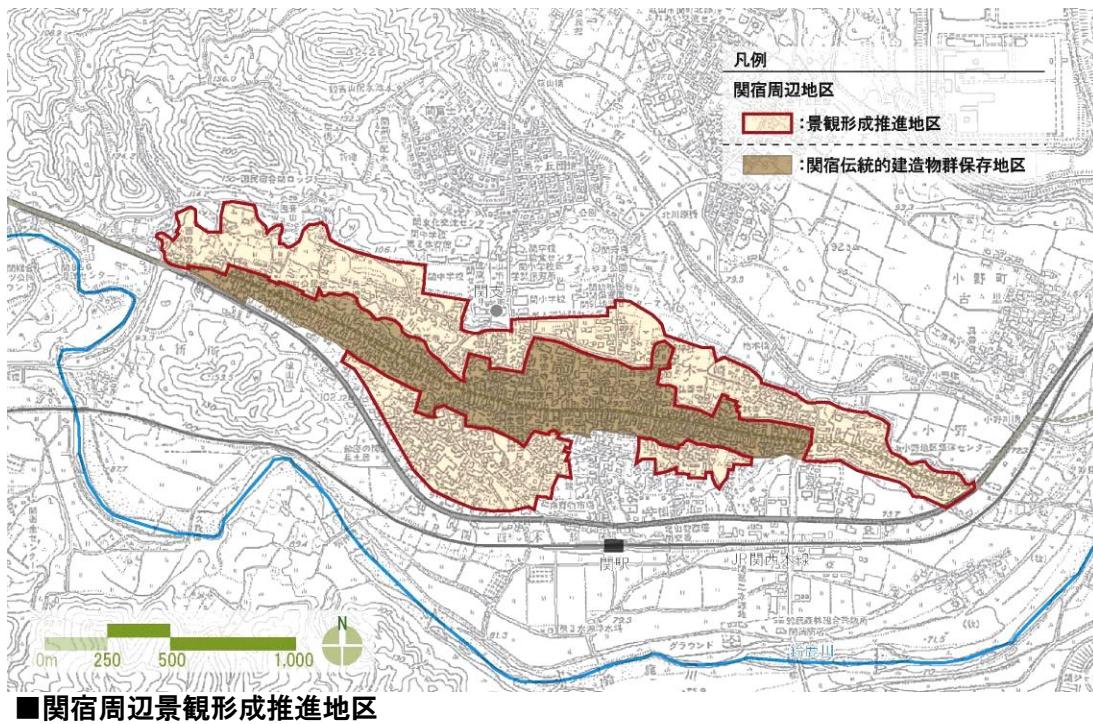
関宿周辺において新たに建築する建築物・工作物等については、関宿の歴史的町並みに配慮した高さ、形態意匠、色彩とします。

#### ●東海道の連続性への配慮

東海道沿道に残る歴史的建造物については適切に修理・修復するなどして東海道の連続性が損なわれないよう保全し、必要に応じて景観重要建造物への指定を行っていきます。また、東海道沿道に新たに建築する建築物・工作物等については、東海道沿道の歴史的町並みの連続性に配慮した高さ、配置とすることにより、東海道の歴史的趣を感じることのできる景観の形成を図ります。

#### ●関宿からの眺望の保全

関宿の周辺に建つ建築物・工作物等については、地形条件等を考慮した上で、関宿からの眺めに配慮した配置、高さとし、東海道沿道の歴史的町並みの連続性を阻害しない景観形成を図ります。



■関宿伝建地区と周辺



■東海道沿いの町並み（関町小野地区）



■関宿周辺の町並み



■関宿伝建地区の町並み

### (3) 坂本棚田景観形成推進地区

#### ○景観特性

坂本棚田景観形成推進地区は、面積約23haの斜面地に約440枚もの棚田が広がる農業景観として日本の棚田百選に選定されており、農耕を生業としてきた人々の生活とともに日本の原風景を感じることのできる景観となっています。

棚田は田面、石積みの法面、水路、農業用道路等によって構成され、特に石積みの法面は棚田景観を特徴付ける大きな要素となっています。また、棚田内の農業用道路が散策路としても活用されていたり、地区内の公民館にある展望台から約440枚の棚田を一望できるようになっていたりと市内外の人々も棚田景観を楽しむことのできる整備も行われています。しかし、農耕を生業としてきた人々の高齢化、後継者不足により耕作放棄地となっている棚田が出てきており棚田景観に影響を与えています。

地区内の集落の住宅は、木造2階建て、瓦葺で切妻又は入母屋屋根の和風建築様式のものが大半を占めており、前面に広がる棚田や周囲を囲んでいる鈴鹿山脈の緑と一緒にとなった落ち着きの感じられる集落景観を形成しています。

#### ○景観形成方針

##### ●良好な棚田景観の適切な保全

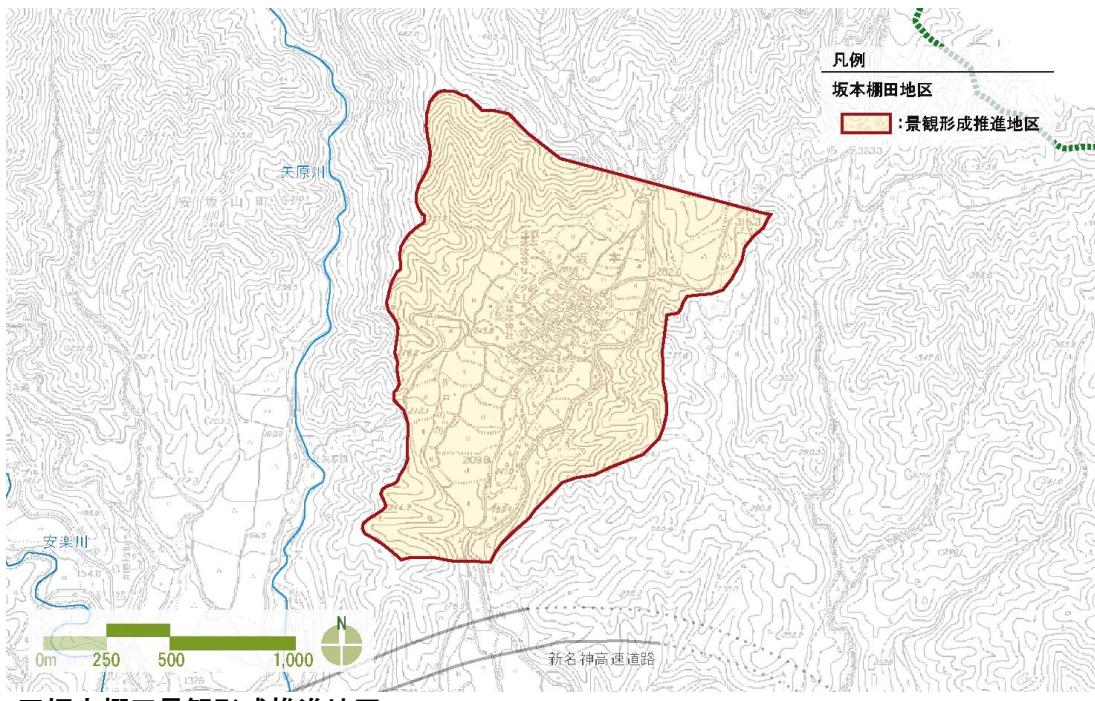
地区内に残る約440枚の棚田を適切に維持・管理し保全に努めるとともに、耕作が行われていない棚田については、農耕等に関連する植物を植える等して景観に配慮するよう努めます。

##### ●棚田と一体となった農村集落の保全

集落内の和風建築様式の建築物については保全を基本とします。今後、新たに建築する建築物・工作物等については、周囲の自然景観に配慮した高さ、形態意匠、色彩とし、周囲の棚田や鈴鹿山脈と一緒にとなった景観の形成を図ります。

##### ●良好な棚田景観と一体となった眺望の保全

地区内の公民館にある展望台や散策路からの眺めを阻害しないよう、建築物・工作物の配置、高さに配慮するとともに、一体となっている周囲の鈴鹿山脈の緑についても保全します。



■坂本棚田景観形成推進地区



■棚田と背景の集落



■棚田と背景の鈴鹿山脈



■棚田の石積み



■散策路

## (4) 景観形成推進地区・景観重点地区候補地の景観特性

### ■亀山城下町地区候補地

#### ○景観特性

亀山城下町景観形成推進地区の周囲には、指定された武家地ゾーン、町人地ゾーンの他にも旧亀山城城郭と武家地、町人地が位置しています。

旧亀山城郭内は、城郭建築はほとんど残っていないものの亀山城多門櫓は現存しております、市の歴史資源のシンボル的な存在として、お城見庭園をはじめとした城下町地区内の至る所から眺めることができます。また、亀山城の外堀の一部である池の側や復元された二之丸帶曲輪などの歴史資源からも城郭内の当時の面影を感じることができます。現在では、市役所や小中学校等の多くの公共建築が位置しており、一部では、勾配屋根で前面に和風の塀を設けるといった歴史・文化景観への配慮が見られますが、多くの建築物では3～4階建ての陸屋根となっています。

また、景観形成推進地区に指定されていない武家地、町人地においても、武家屋敷、町屋等の歴史的建造物が残る特色ある景観を有しています。

### ■関宿周辺地区候補地

#### ○景観特性

関宿周辺景観形成推進地区の周囲には、旧市街地を取り囲むように新しい市街地や国道1号等が位置しています。

地区の北部は、多くの低層住宅からなる閑静な住宅地を形成しています。南部は、国道1号やJR関西本線が通り、市内外の人々が関宿伝建地区を訪れる際のエントランスとなっているとともに、商業・業務系建築物や倉庫等が立地しています。また、JR関駅、道の駅「関宿」等の公共公益施設は、瓦葺き勾配屋根で白色を基調とした外壁となっており関宿の歴史的町並みに配慮した形態意匠となっています。

## ■東海道沿道地区候補地

### ○景観特性

東海道沿道には、関宿、亀山城下町以外にも鈴鹿峠、坂下宿、野村一里塚など数多くの歴史・文化資源が集積しており、歴史的趣が感じられる景観が残っています。

本市の西端に位置する坂下宿には、つし2階や2階建ての町屋が見られ、周囲の豊かな自然景観とともに落ち着いた町並みを形成しています。

また、宿場町であった坂下・関・亀山の3宿以外にも野村・沓掛の街道集落の特性が感じられる町並み、市瀬・布気の東海道沿道に植栽や壙を設けている町屋が並ぶ町並み、和田・川合・井田川の農村集落の特性を感じられる町並みなど歴史的趣が残る町並みが多く位置しています。更に、亀山宿内の東町商店街は、本市の中心商店街となっており、白いタイル張りの外壁の商業系建築物が歩道上の白いアーケードとともに近代商店街の町並みとしての景観を形成しています。

## ■国道1号沿道地区候補地

### ○景観特性

国道1号・旧国道1号は、市内のほぼ中央を東西に横断する主要幹線道路となっており、沿道の建築物は区間において粗密感はありますが、全体的に商業店舗や事務所ビル等が立地しています。特に、亀山や関の市街地付近については多くの商業店舗や事務所ビル等が集積しており、それに伴い屋外広告物も多く立地しています。近年では、市内に中高層マンション、ホテルが建ち始めてきており、その多くが国道1号・旧国道1号沿道に立地し、特に亀山IC付近に多く見られます。

また、道路と平行して南側には鈴鹿川、北側には東海道が通り、自然や歴史・文化景観を感じることのできる景観が周辺に形成されています。

### 3－4 眺望景観の景観形成方針

#### (1) 眺望景観の景観形成方針

眺望景観とは、ある視点場（公園、施設、道路、橋等）から視対象（山、町並み、歴史的建造物等）を眺めた際に視覚を通じて認知される景観のことをいいます。

本市の景観は、丘陵部の濃い緑と鈴鹿山脈の淡い緑が美しいコントラストを形成している景観に代表される『自然景観』と、東海道沿いの関宿や亀山城下町に代表される『歴史・文化景観』が大きな特徴となっており、それらを眺めることのできる視点場が数多く存在しています。こうした視点場からの眺めを次世代に継承し、市民が誇りのもてる景観形成に取組んでいくために、以下に示す方針に従い眺望景観の保全・形成を図っていくこととします。

また、眺望景観の中でも特に本市の特徴的な眺めとなっているものについては、主要な視対象として選定し、積極的な保全・形成を図っていくために、「景観重点地区」として指定していきます。

#### ○景観形成方針

##### ●視対象の保全

視対象となっている魅力ある景観資源を地域住民や関係団体等と連携し、適切に保全していきます。

##### ●視点場の整備

魅力ある景観を心地よく眺めることのできるように、視点場となる施設や公園等にベンチや案内板等を設置するなどの整備を推進します。また、周囲に視点場までの案内板等を配置するなど市民や観光客が利用しやすくなるよう配慮します。

##### ●視点場と視対象間及びその背景の景観形成

視点場と視対象の間及び視対象の背後に建つ建築物・工作物等については眺望景観ができるだけ阻害しないよう高さや配置に配慮し、やむを得ず見える場所に建築する場合は眺望に十分配慮した形態・意匠・色彩等とします。

#### ○視点場の例

視点場としては、市内外の人が誰でも見ることできる場所として、以下に示す公共施設内、視対象を眺めることできる場所を位置付けていくこととします。

公園、公民館、展望台、橋、道路、堤防 等

## (2) 景観重点地区の指定

### ○ 主要な視対象

本市を代表する景観において、より魅力を際立たせ、市民や訪問者が心に残り、愛着の持てる景観を形成していくために、以下の評価の指標を用い、本市における眺望景観の主要な視対象を抽出します。

項目	内容
<b>重要度</b>	視対象が客観的な評価を受け、文化財の指定等がされているか
<b>認知度</b>	視対象が観光パンフレット等によって紹介され、市民等に認識されているか
<b>眺望可能時期</b>	視対象を眺望可能な時期は、年間を通じてどの程度確保されているか
<b>住民活動</b>	視対象を保全するための住民活動が行われているか
<b>まとまり・シンボル性</b>	視対象がまとまり・シンボル性のある自然、歴史・文化景観となっているか
<b>愛着度</b>	視対象が市民にとって愛着ある景観となっているか

上記の評価の指標より、本市の主要な視対象を次頁の5つに整理します。

自然景観としては、市の自然景観のシンボルであり、市街地の背景として市の多くの場所から眺めることのできる景観資源となっている「鈴鹿山脈」を主要な視対象とします。

歴史・文化景観としては、東海道53次で唯一重伝建地区に選定されている「関宿の町並み」、市の城下町と宿場町の2つの性質をもつ「亀山城下町・亀山宿の町並み」、棚田百選の一つに選ばれ市の特徴的な農業集落景観を形成している「坂本棚田」を主要な視対象とします。特に、「亀山城下町・亀山宿の町並み」については、町並みの中にシンボル的に眺めることのできる「亀山城多門櫓」についても主要な視対象として位置付けることとします。

主要な視対象	
自然景観	鈴鹿山脈
歴史・文化景観	関宿の町並み
	亀山城下町・亀山宿の町並み
	坂本棚田
	亀山城多門櫓

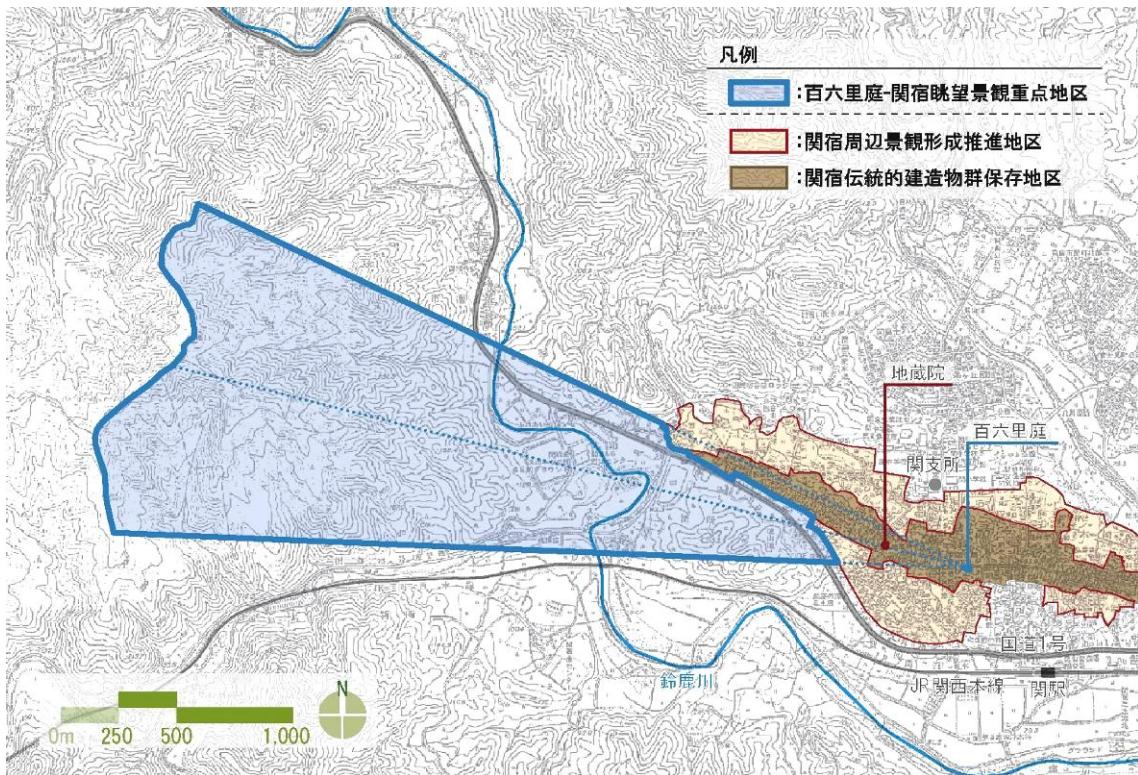
## ○景観重点地区の指定

眺望景観については、眺望景観の保全・形成方針に基づき景観形成を図っていくとともに、以下の評価の指標を用い、より積極的な景観形成を図る地区として景観重点地区を指定していくこととします。

項目	内容
<b>重要度</b>	視点場が対外的な評価を受け、文化財等の指定等がされているか
<b>認知度</b>	視点場が観光パンフレット等によって紹介されており市民等に認識されているか
<b>開放時間</b>	視対象が年間を通じてどの程度市民等に開放されているか
<b>住民活動</b>	視点場の保全やアピールするための住民活動が行われているか
<b>眺望の良好性</b>	視点場から視対象を眺めた際にどの程度確保されているか
<b>整備度</b>	視点場が眺望を楽しむためにどの程度整備されているか

視対象及び視点場の評価の指標を基に、景観重点地区については以下の地区とします。他の主要な視対象についても隨時、景観重点地区の指定を検討していくこととします。

景観重点地区	概要	範囲
<b>百六里庭一 関宿眺望景観重点地区</b>	関宿内の百六里庭（眺関亭）から眺めることのできる歴史的町並みと背景の鈴鹿山脈が一体となつて良好な眺望景観 眺望景観の中央には関宿の中心的な建造物である地蔵院が位置している	地蔵院を中心として、眺望可能な鈴鹿山脈の尾根線によって囲まれた範囲



■百六里庭-関宿眺望景観重点地区



■視点場：百六里庭（眺関亭）



■視対象：関宿の町並みと背景の鈴鹿山脈

## 第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項

### 1. 一般地区における行為の制限

#### 1-1 景観形成基準

「第2章 景観形成の方向性」に定めた良好な景観の形成に関する方針に基づき、良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される行為について、各地域の景観と調和を図っていくための景観形成基準は以下のとおりとします。

景観形成基準の表右列の「●」印は、各地域で対象となる景観形成基準を示しており、「市」は市街地地域、「田」は田園・集落地域、「山」は山地・丘陵部地域を示しています。

#### (1) 建築物・工作物

項目		景観形成基準		
		市	田	山
配置・規模	○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 ・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。 ・山稜の近傍にあっては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。 ・行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。 ・行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。	●	●	●
		●	●	●
		—	●	●
		●	●	●
		●	●	●
壁面の位置	○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 ・壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できること。 ・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。	●	●	●
		●	●	—
		●	●	●

項目	景観形成基準																																
		市	田	山																													
形態・意匠	○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。	●	●	●																													
	・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。	●	●	●																													
	・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。	●	●	—																													
	・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。	●	●	●																													
	・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。	●	●	●																													
	・道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。	●	—	—																													
	・商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。	●	—	—																													
色彩	○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。	●	●	●																													
	・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の 20 分の 1 未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">外壁 基調色</td> <td rowspan="2">0R～2.5Y</td> <td>7以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2.6Y～10Y</td> <td>7以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2以下(無彩色を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色</td> <td>0R～2.5Y</td> <td>7以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>2.6Y～10Y</td> <td>7以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>7以下</td> <td>2以下(無彩色を含む)</td> </tr> </tbody> </table>			対象	色相	明度	彩度	外壁 基調色	0R～2.5Y	7以下	6以下	—	3以下	2.6Y～10Y	7以下	4以下	8以下	3以下	—	2以下	その他	—	2以下(無彩色を含む)	屋根色	0R～2.5Y	7以下	6以下	2.6Y～10Y	7以下	4以下	その他	7以下
対象	色相	明度	彩度																														
外壁 基調色	0R～2.5Y	7以下	6以下																														
		—	3以下																														
	2.6Y～10Y	7以下	4以下																														
		8以下	3以下																														
		—	2以下																														
	その他	—	2以下(無彩色を含む)																														
屋根色	0R～2.5Y	7以下	6以下																														
	2.6Y～10Y	7以下	4以下																														
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)																														
	・アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。	●	●	●																													
素材	○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。	●	●	●																													
	・年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。	●	●	●																													

### 第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項

項目	景観形成基準	市	田	山
外構・緑化	○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。	●	●	●
	・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。	●	●	●
	・行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。	●	●	●
	○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。	●	●	●
	○屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。	●	●	●
	○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。	●	●	●
その他				

#### (2) 開発行為・土地の形質の変更

項目	景観形成基準	市	田	山
形態・意匠	○できる限り現況の地形を活かし、長大なり面又は擁壁が生じないようにすること。	●	●	●
緑化	○開発行為を行う場合は、行為地面積の3%以上の緑地を適切に配置し、当該緑地に植樹を行うこと。	●	●	●
	○のり面又は擁壁は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。	●	●	●
	○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。	●	●	●

#### (3) 土石の採取、木竹の伐採

項目	景観形成基準	市	田	山
採取等の方法	○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくくように、採取又は掘採の位置・方法を工夫すること。	●	●	●
遮へい	○遮へいする場合は、できる限り植栽・塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。	●	●	●
緑化	○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。	●	●	●

#### (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準	市	田	山
集積等の方法	○積み上げに際しては、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。	●	●	●
遮へい	○できる限り道路・公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽・塀等で遮へいすること。	●	●	●

## 1－2 届出対象行為

良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される行為として、一般地区において届出が必要な行為については以下のとおりとします。

項目	届出対象行為
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	○高さ 10m又は建築面積 500 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	—
煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの	○高さ 10mを超えるもの
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの*	○高さ 30mを超えるもの
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)	○高さ 10mを超えるもの
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
擁壁、さく、塙	○高さ 5 mを超え、かつ長さ 10mを超えるもの
ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	○高さ 10mを超えるもの
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物	
自動車車庫の用途に供する工作物	○高さ 10mを超えるもの又は建築面積が 1000 m <sup>2</sup> を超えるもの
汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理の用途に供する工作物	
上記の工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	○建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが 5 mを超え、かつ高さ 10mを超えるもの（＊に掲げるものにあっては 30mを超えるもの）
その他の工作物	○高さ 10mを超えるもの又は建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
開発行為・土地の形質の変更	○行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが 5 mを超え、かつ長さ 10mを超えるもの
土石の採取、木竹の伐採	○行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが 5 mを超え、かつ長さ 10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	○行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又はその高さが 5 mを超えるもの

#### ■届出の対象から除外する行為

前述に定める届出対象行為において、届出の適用除外となる行為は以下のとおりとなっています。

- ① 景観法第16条第7項各号に規定する行為
- ② 景観法第16条第7項第11号に基づき亀山市景観条例で規定する以下の行為

#### 参考：亀山市景観条例に規定する届出の適用除外となる行為

##### 1. 軽微な行為等

- 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 建築物の増築又は改築で、行為に係る床面積が10m<sup>2</sup>以下のもの
- 建築物の外観の変更で、行為に係る面積が10m<sup>2</sup>以下のもの
- 工作物の増築又は改築で、行為に係る建築面積が10m<sup>2</sup>以下のもの
- 工作物の外観の変更で、行為に係る面積が10m<sup>2</sup>以下のもの
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの

##### 2. 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているもの

- 森林法第10条の2第1項、第34条第2項
- 自然公園法第10条第1～3項、第16条第1～3項、第20条第3項、第21条第3項、第68条第1項
- 砂利採取法第16条の認可を受けた河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）

#### ■特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により条例で定める、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は以下のとおりとなっています。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

## 2. 景観形成推進地区における行為の制限

### 2-1 景観形成基準

景観形成推進地区については、一般地区に定めた景観形成基準よりも積極的な景観形成を図っていくために建築物及び工作物に関する景観形成基準を以下のとおりとします。尚、建築物及び工作物以外の景観形成基準については、一般地区の景観形成基準に準ずるものとします。

項目	景観形成基準	
配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高さは、敷地地盤面から12m以下、かつ3階建以下とすること。 ※ただし、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ12mを超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、12mを超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。</li> <li>・行為地が文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</li> </ul> </li> </ul>	
壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する壁面の位置は、隣り合う建築物の外壁にそろえることを基本とすること。</li> <li>・道路に面する外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界から後退させ、垣根（植栽）、塀、門等の外構を設けることができる位置を基本とすること。なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。</li> </ul> </li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。</li> <li>・隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</li> <li>・屋根は勾配屋根を基本とすること。</li> <li>・樋の色彩は茶系、黒色系等とし、周囲の景観との調和に配慮すること。</li> <li>・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。</li> <li>・道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等を工夫すること。</li> </ul> </li> </ul>	
形態・意匠		

項目		景観形成基準																															
形態・意匠	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。</li> </ul>																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、下表のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> </ul>																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">外壁基調色</td><td rowspan="2">OR~2.5Y</td><td>7以下</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>—</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td rowspan="3">2.6Y~10Y</td><td>7以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>8以下</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>—</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>—</td><td>2以下(無彩色を含む)</td></tr> <tr> <td rowspan="4">屋根色</td><td>OR~2.5Y</td><td>7以下</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>2.6Y~10Y</td><td>7以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7以下</td><td>2以下(無彩色を含む)</td></tr> </tbody> </table>				対象	色相	明度	彩度	外壁基調色	OR~2.5Y	7以下	6以下	—	3以下	2.6Y~10Y	7以下	4以下	8以下	3以下	—	2以下	その他	—	2以下(無彩色を含む)	屋根色	OR~2.5Y	7以下	6以下	2.6Y~10Y	7以下	4以下	その他
対象	色相	明度	彩度																														
外壁基調色	OR~2.5Y	7以下	6以下																														
		—	3以下																														
	2.6Y~10Y	7以下	4以下																														
		8以下	3以下																														
		—	2以下																														
	その他	—	2以下(無彩色を含む)																														
	屋根色	OR~2.5Y	7以下	6以下																													
		2.6Y~10Y	7以下	4以下																													
		その他	7以下	2以下(無彩色を含む)																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</li> </ul>																															
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。</li> </ul>																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の素材は、黒・灰色系の日本瓦葺きを基本とすること。なお、困難な場合は周囲の景観との調和に配慮すること。</li> </ul>																															
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。</li> </ul>																															
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和、連続性に配慮すること。</li> </ul>																																
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないように配慮すること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</li> </ul>																																

## 2-2 届出対象行為

良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される行為として、景観形成推進地区において届出が必要な行為については以下のとおりとします。尚、届出の対象から除外する行為及び特定届出対象行為については、一般地区に準ずるものとします。

項目	届出対象行為
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	○全ての建築物※ <sup>1</sup>
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	—
煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの	○高さ 10m を越えるもの
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの*	○高さ 30m を越えるもの
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
装飾塔、記念塔その他これらに類するもの (屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。)	○高さ 10m を越えるもの
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
擁壁、さく、塙	○高さ 5 m を超え、かつ長さ 10m を超えるもの
ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	○高さ 10m を越えるもの
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物	
自動車車庫の用途に供する工作物	○高さ 10m を超えるもの又は建築面積が 1000 m <sup>2</sup> を越えるもの
汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理の用途に供する工作物	
上記の工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	○建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが 5 m を超え、かつ高さ 10m を超えるもの（＊に掲げるものにあっては 30m を超えるもの）
その他の工作物	○高さ 10m を超えるもの又は建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
開発行為・土地の形質の変更	○行為に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが 5 m を超え、かつ長さ 10m を超えるもの
土石の採取、木竹の伐採	○行為に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが 5 m を超え、かつ長さ 10m を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	○行為に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又はその高さが 5 m を超えるもの

※ 1：同一敷地内で主要な用途となる建築物とは別に建築する倉庫等において、一般地区に掲げる届出の規模（p. 48 参照）未満の建築物は除く

### 3. 景観重点地区における行為の制限

#### 3-1 景観形成基準

景観重点地区については、各地区の景観特性を踏まえ、積極的な景観形成を図っていくために建築物及び工作物に関する景観形成基準を以下のとおりとします。尚、建築物及び工作物以外の景観形成基準については、一般地区の景観形成基準に準ずるものとします。

##### (1) 百六里庭-関宿眺望景観重点地区

項目		景観形成基準
配置・規模		<ul style="list-style-type: none"> <li>○高さは、敷地地盤面から15m以下とすること。 ※ただし、山等の自然により遮られ、視点場から直接望見できない範囲にある建築物等にあっては、視点場から望見できない高さまでを最高限度とする。また、景観計画が定められた時点で、現に存する又は工事中の建築物等で、高さ15mを超えるものを建替える際には、建替え前の高さを最高限度とし、15mを超える部分の四方の見付面積の総和は、建替え前と同等以下とすること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺景観との連続性及び一体感に配慮した配置及び規模とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した配置及び規模とすること。</li> <li>・山稜の近傍にあっては、稜線の連続性を乱さないよう、尾根からできる限り低い配置及び規模とすること。</li> <li>・行為地の周辺に緑地等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。</li> <li>・行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</li> </ul> </li> </ul>
壁面の位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁面は立地条件にあわせ、後退させる又は周辺の壁面との調和に配慮すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面は道路からできる限り後退すること。やむを得ず後退できない場合についても壁面の前面部を生垣・植栽等により修景できる位置とすること。</li> <li>・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。</li> </ul> </li> </ul>
形態・意匠		<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び意匠とすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地の周辺に主要な視点場がある場合は、主要な視点場からの眺望を妨げないよう配慮した形態及び外観とすること。</li> <li>・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、通りから見えにくい位置に設置するか、できる限り壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</li> <li>・屋外階段、ペランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。</li> <li>・歴史的町並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</li> <li>・道路・公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者に対する圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根・壁面・開口部等に工夫すること。</li> <li>・商業地では、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、低層部については賑わいを演出した意匠とすること。</li> </ul> </li> </ul>

項目	景観形成基準																																
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観の調和に配慮すること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物及び工作物の外観の色彩は、落ち着いたものとし、眺望できる範囲については下表1、それ以外については下表2のとおりとすること。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。</li> </ul>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">表1 外壁基調色</td><td rowspan="2">0R～10R</td><td>6以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>7以下</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>0.1YR～2.5Y</td><td>7以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>2.6Y～10Y</td><td>7以下</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7以下</td><td>2以下(無彩色を含む)</td></tr> <tr> <td>屋根色</td><td>—</td><td>7以下</td></tr> </tbody> </table>				対象	色相	明度	彩度	表1 外壁基調色	0R～10R	6以下	4以下	7以下	3以下	0.1YR～2.5Y	7以下	4以下	2.6Y～10Y	7以下	3以下	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)	屋根色	—	7以下							
対象	色相	明度	彩度																														
表1 外壁基調色	0R～10R	6以下	4以下																														
		7以下	3以下																														
	0.1YR～2.5Y	7以下	4以下																														
	2.6Y～10Y	7以下	3以下																														
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)																														
	屋根色	—	7以下																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">表2 外壁基調色</td><td rowspan="2">0R～2.5Y</td><td>7以下</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>—</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td rowspan="3">2.6Y～10Y</td><td>7以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>8以下</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>—</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>—</td><td>2以下(無彩色を含む)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">屋根色</td><td>0R～2.5Y</td><td>7以下</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>2.6Y～10Y</td><td>7以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>7以下</td><td>2以下(無彩色を含む)</td></tr> </tbody> </table>				対象	色相	明度	彩度	表2 外壁基調色	0R～2.5Y	7以下	6以下	—	3以下	2.6Y～10Y	7以下	4以下	8以下	3以下	—	2以下	その他	—	2以下(無彩色を含む)	屋根色	0R～2.5Y	7以下	6以下	2.6Y～10Y	7以下	4以下	その他	7以下
対象	色相	明度	彩度																														
表2 外壁基調色	0R～2.5Y	7以下	6以下																														
		—	3以下																														
	2.6Y～10Y	7以下	4以下																														
		8以下	3以下																														
		—	2以下																														
	その他	—	2以下(無彩色を含む)																														
	屋根色	0R～2.5Y	7以下	6以下																													
		2.6Y～10Y	7以下	4以下																													
		その他	7以下	2以下(無彩色を含む)																													
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセント色を使用する場合は、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスを工夫すること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観との調和に配慮した素材とすること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年月とともに周辺の景観に馴染み、できる限り耐久性に優れた素材を使用すること。</li> </ul>																																
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○行為地内の道路境界部においては、できる限り多くの部分を緑化すること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽は、できる限り四季を演出できる樹種とし、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内にシンボルとなる樹木がある場合は、できる限り保全又は移植し、活用すること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フェンス・塀・擁壁等は、周辺との調和・連続性に配慮すること。</li> </ul>																																
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外駐車場は、できる限り緑化するとともに、安全上支障のない範囲において出入口を限定し、生垣等により道路から直接見通せないよう配慮すること。</li> </ul>																																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</li> </ul>																																

### 3-2 届出対象行為

良好な景観の形成に支障を及ぼすことが予想される行為として、景観重点地区において届出が必要な行為については以下のとおりとします。尚、届出の対象から除外する行為及び特定届出対象行為については、一般地区に準ずるものとします。

#### (1) 百六里庭-関宿眺望景観重点地区

項目	届出対象行為
建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	○高さ 10m又は建築面積 500 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	—
煙突（支柱及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの	○高さ 10mを超えるもの
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの*	○高さ 30mを超えるもの
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	○高さ 10mを超えるもの
装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	○高さ 10mを超えるもの
高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	○高さ 5 mを超え、かつ長さ 10mを超えるもの
擁壁、さく、堀	○高さ 10mを超えるもの
ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	○高さ 10mを超えるもの
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する工作物	○高さ 10mを超えるもの又は建築面積が 1000 m <sup>2</sup> を超えるもの
自動車車庫の用途に供する工作物	○高さ 10mを超えるもの又は建築面積が 1000 m <sup>2</sup> を超えるもの
汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理の用途に供する工作物	○高さ 10mを超えるもの又は建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
上記の工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	○建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが 5 mを超え、かつ高さ 10mを超えるもの（*に掲げるものにあっては 30mを超えるもの）
その他の工作物	○高さ 10mを超えるもの又は建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
開発行為・土地の形質の変更	○行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが 5 mを超え、かつ長さ 10mを超えるもの
土石の採取、木竹の伐採	○行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又は行為に伴い生ずる擁壁若しくは法面の高さが 5 mを超え、かつ長さ 10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	○行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの又はその高さが 5 mを超えるもの

## 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

### 1. 指定の方針

景観重要建造物及び景観重要樹木（以下、景観重要建造物等とする）は、歴史・文化的、技術的価値の高い建造物や樹木はもちろんのこと、地域で親しまれているもの、ランドマークとなっているものなどを対象とし、市民共通の資産として本市の良好な景観を守り、活かし、景観形成を牽引していくことが望されます。

このため、本市では、歴史・文化的価値、外観の状態、地域との関わりなどを総合的に判断し、所有者等の意見を聴取し同意を得たものについて景観重要建造物等に指定していくこととします。

また、指定にあたっては、景観形成推進地区・景観重点地区内に位置する建造物、樹木を優先的に指定していくこととします。

### 2. 指定基準

#### 2-1 景観重要建造物の指定基準

指定の方針に基づき、以下に示す基準のいずれかに該当し、かつ、道路や公園等の公共空間から容易に見ることができる建造物のうち所有者等の意見を聴取し同意を得たものについて隨時、景観重要建造物として指定することとします。

- ① 県・市指定有形文化財建造物及び国登録有形文化財建造物等に指定等されている建造物
- ② 亀山市歴史的風致維持向上計画において歴史的風致形成建造物に指定されている建造物
- ③ 地域の歴史や文化が形態意匠に色濃く表れている建造物
- ④ 景観上優れた特徴を有し、地域のシンボルとなっている建造物
- ⑤ 市民に親しまれ、地域の良好な景観形成の模範となる建造物

## 2－2 景観重要樹木の指定基準

指定の方針に基づき、以下に示す基準のいずれかに該当し、かつ、道路や公園等の公共空間から容易に見ることができる樹木のうち所有者等の意見を聴取り同意を得たものについて隨時、景観重要樹木として指定することとします。

- ① 県・市指定史跡名勝天然記念物に指定されている樹木
- ② 樹高や樹形による姿が特徴的で、良好な景観形成に寄与する樹木
- ③ 昔からの言い伝えがあるなど、地域の歴史、文化などに関わりの深い樹木
- ④ 地域のシンボルとなっている樹木
- ⑤ 市民に親しまれている樹木

## 第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

### 1. 指定の方針

本市の良好な景観形成を図っていくためには、建築物、工作物等だけでなく、道路、河川等の公共施設についても重要な要素となっています。特に、本市の骨格となっている公共施設は、市のイメージを市内外に広く印象づけるとともに、地域の良好な景観形成を先導していく必要があります。

このため、特に重要な公共施設を以下の方針に基づき、景観重要公共施設として位置付け、公共施設の整備に関する方針及び工作物等に関する許可基準を定めていくこととします。指定にあたっては、施設管理者等と協議し、連携を図りながら良好な景観形成に取組んでいくこととします。

また、景観重要公共施設は、景観形成推進地区・景観重点地区内に位置する公共施設を優先的に指定していくこととします。

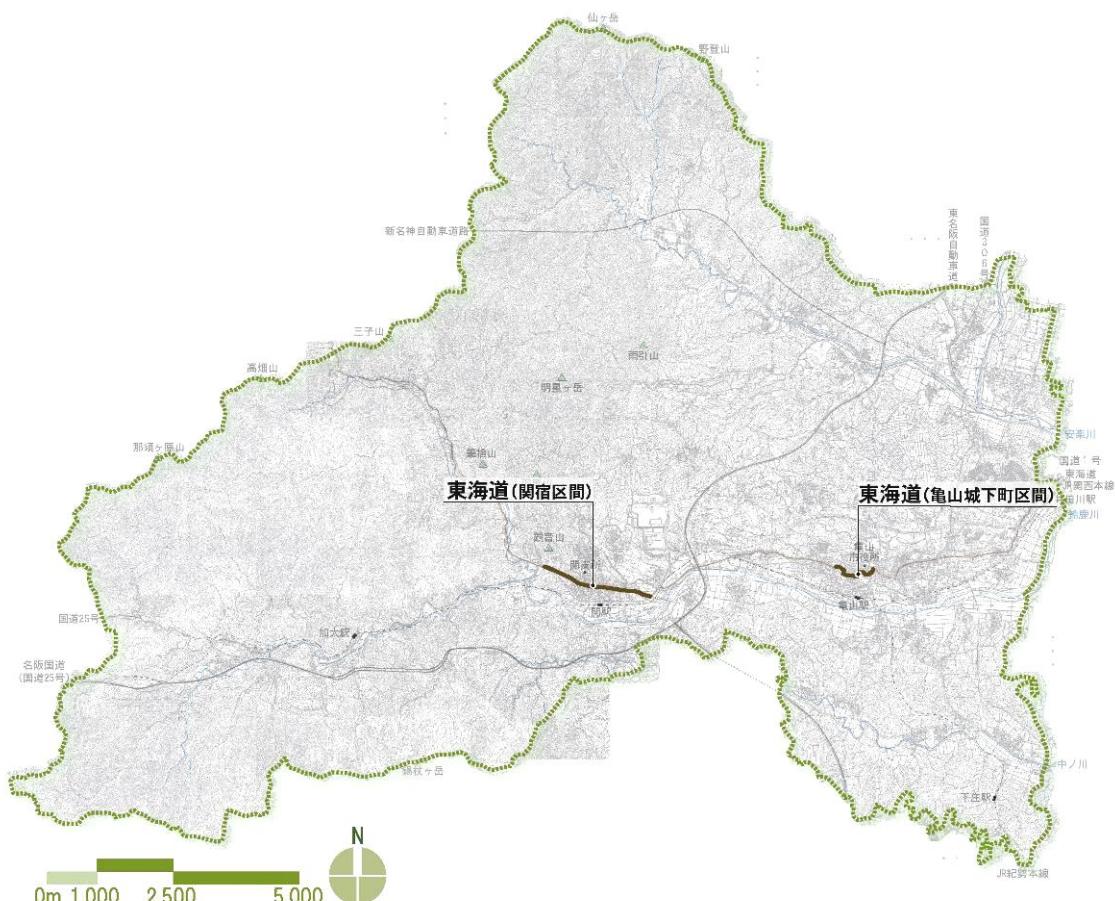
- ① 市の骨格を成し、市のイメージを市内外に渡って広く印象づけるもので、地域の良好な景観形成を先導していく公共施設
- ② 市民に親しまれ、地域の良好な景観を保全・形成していくために必要な公共施設
- ③ 眺望等を楽しむ視点場として整備していくことが必要な公共施設

## 2. 景観重要公共施設の指定

景観を構成する要素の中でも、道路、河川、公園などの公共施設は、本市の景観のイメージをつくる上で主要な要素となっています。特に、景観上重要な公共施設については、本市の良好な景観形成にふさわしい整備を推進していくとともに、景観重要公共施設に位置付け、整備に関する事項を定めます。

景観重要公共施設については、以下の公共施設とします。

名称	区間		路線名	管理者
東海道	亀山城下町区間	江ヶ室交番前交差点 ～京口坂橋	一般県道白木西町線	三重県
			一般県道亀山停車場石水渓線	三重県
			市道西町東丸線	亀山市
			市道西町1号線	亀山市
			市道西町落針線	亀山市
	関宿区間	小野ポケットパーク 前交差点～西の追分	主要地方道四日市関線	三重県
			市道地蔵院小野線	亀山市
			市道地蔵院西ノ口線	亀山市



■景観重要公共施設

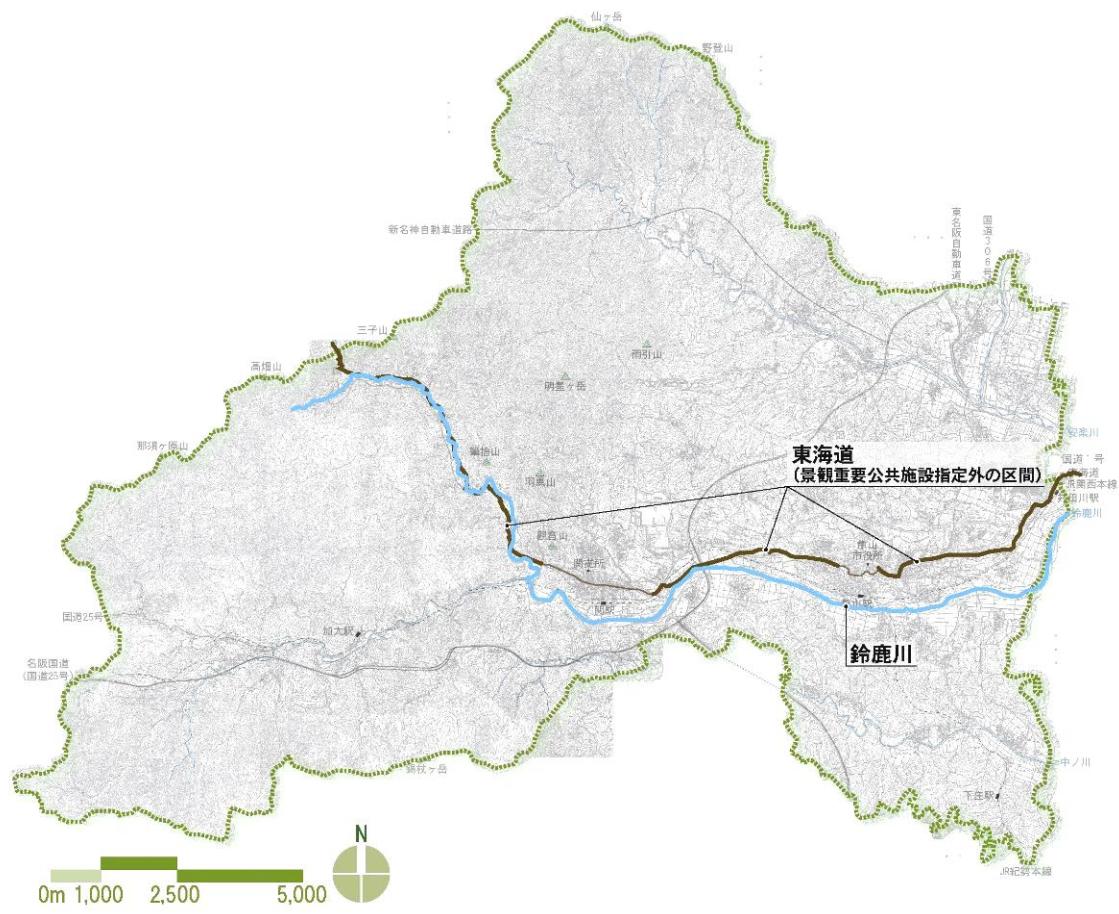


■東海道（龟山城下町区間）



■東海道（関宿区間）

また、下図に示す公共施設を景観重要公共施設候補とし、本市の良好な景観形成にふさわしい整備を推進していくために、景観重要公共施設の指定に向けて施設管理者との協議を行っていくこととします。



■景観重要公共施設候補

### 3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

#### 3-1 景観重要道路

##### (1) 東海道

東海道は、市内を東西に横断し、各時代において日本の東西を繋ぐ幹線としての機能を担ってきました。街道沿いには、亀山宿、関宿、坂下宿をはじめとした歴史的趣を感じることのできる町並みが多く残っており、住民と行政が一体となって町並みの保全活動が行なわれてきました。

##### ■亀山城下町区間／江ヶ室交番前交差点～京口坂橋（1,020m）

路線名	延長
一般県道白木西町線	460m
一般県道亀山停車場石水渓線	県道白木西町線交差点部
市道西町東丸線	330m
市道西町1号線	60m
市道西町落針線	150m

##### ○整備に関する方針

東海道（亀山城下町区間）においては、城下町の中でも特に歴史的建造物が残る区間となっています。市道西町東丸線及び市道西町1号線においては、地道風のカラー舗装にするとともに路肩部分をインターロッキングブロックにより歩行空間として演出しています。また、その他の路線についても路面のカラー舗装化に取組んでいます。

今後の整備においては、歴史的町並みと調和した景観形成を図っていくために、次の事項に留意して沿道整備を図っていくこととします。

- 道路の舗装は、落ち着いた色彩の舗装とし、路肩部分に歩行空間を演出するなど町並みとの調和に配慮した形態意匠とする。ただし、交差点部等において安全上やむを得ない場合はこの限りではない。
- 道路付属施設の色彩については、町並みとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10YR2.0/1.0程度)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなど町並みとの調和に配慮し、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。
- 道路から周辺への眺望を妨げないように、無電柱化等の検討や調整をすすめる。

### ○占用許可の基準(道路法)

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を以下のとおりとします。

- 工作物の設置は、沿道の建築物や通りへの見通しを妨げる位置及びその他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、町並みとの調和に配慮した場合には、この限りではない。
- 工作物の外観の色彩は、下表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど町並みとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下(無彩色を含む)





■一般県道白木西町線



■一般県道亀山停車場石水渓線



■市道西町東丸線



■市道西町1号線



■市道西町落針線

## ■関宿区間／小野ポケットパーク前交差点～西の追分（2, 260m）

路線名	延長
主要地方道四日市関線	60m
市道地蔵院小野線	1, 450m
市道地蔵院西ノ口線	750m

### ○整備に関する方針

東海道（関宿区間）は、多くの部分が関宿伝建地区内に位置しており、関宿伝建地区内において地道風のカラー舗装となっています。電線・電柱については、東海道から見えない部分へ移設し、無電柱化が行われていることにより歴史的町並みへの配慮がされています。

今後の整備においては、歴史的町並みとの調和した景観形成を図っていくために、次の事項に留意して沿道整備を図っていくこととします。

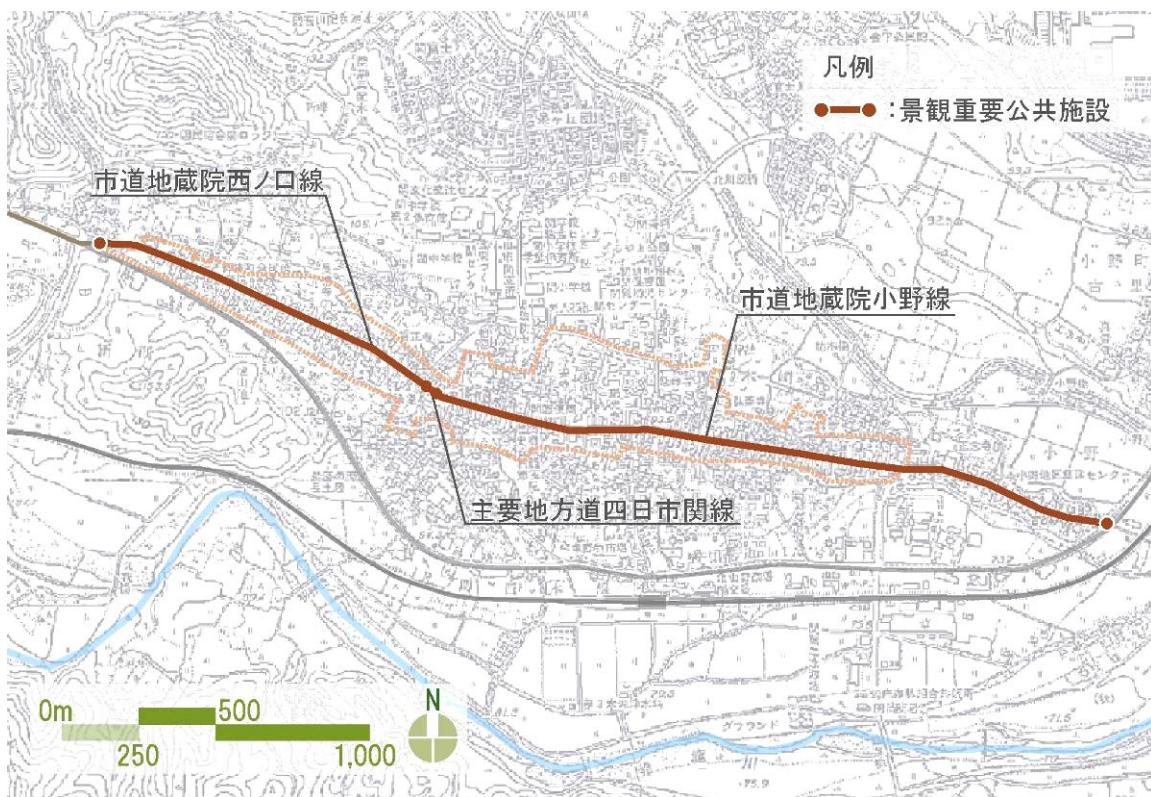
- 道路の舗装は、町並みとの調和に配慮した形態意匠とする。
- 道路付属施設の色彩については、町並みとの調和に配慮するものとし、ダークブラウン(10YR2.0/1.0程度)を基本とする。ただし、自然素材の使用に努めるなど町並みとの調和に配慮し、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

### ○占用許可の基準(道路法)

道路上の工作物の形態意匠は、景観重要道路を含めた周辺の景観に大きな影響を与えるため、占用許可の基準を以下のとおりとします。

- 工作物の設置は、沿道の建築物や通りへの見通しを妨げる位置及びその他景観上重要な場所には設置しないものとする。ただし、町並みとの調和に配慮した場合には、この限りではない。
- 工作物の外観の色彩は、下表のとおりとする。ただし、自然素材の使用に努めるなど町並みとの調和に配慮し良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの、道路標識の表示面等法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合はこの限りではない。

色相	10R～5Y	R、5.1Y～10Y	その他
明度	—	—	—
彩度	6以下	4以下	2以下（無彩色を含む）



■東海道（関宿区間）



■主要地方道四日市関線



■市道地蔵院小野線



■市道地蔵院西ノ口線

## 第6章 景観形成の推進方策

市は、良好な景観を形成するためには、景観形成の基本理念や目標・方針を、市民・事業者・行政が互いに共有し、各主体が以下に示す役割を認識した上で、それぞれが積極的に景観まちづくりに取組んでいく必要があると考えています。

そのため、景観法等の諸制度の活用や景観施策の推進等により、主体的な活動を促し、景観まちづくりが全市的な活動となるよう取組んでいくこととします。

### ■市民の役割

市民は、自らが景観まちづくりの担い手であるということを認識し、身近な地域の景観に関心を持ち、敷地前面の緑化や地域の清掃活動等といった日常生活における景観まちづくりに取組むことに努めます。

### ■事業者の役割

事業者は、事業活動や保有する施設が地域の景観に与える影響を認識し、良好な景観の形成に寄与するよう努め、地域社会の一員として、地域の景観まちづくりにも積極的に取組んでいくよう努めます。

### ■市の役割

市は、景観まちづくりの総合的な推進役として、国・県やまちづくり団体等の関係機関との連携を図るとともに、良好な景観形成に関する規制誘導、景観づくりを先導する公共施設の整備、市民や事業者の意識の醸成や支援に努めます。

## 1. 景観計画に定めるその他の選択事項について

### ■屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項

現在、本市において運用されている三重県屋外広告物条例を基に、三重県と連携し、主要幹線道路沿道や景観形成推進地区・景観重点地区等において各地区の景観特性に応じたよりきめ細やかな屋外広告物の規制・誘導の推進を検討します。

### ■景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

市内に広がる山間部の棚田、丘陵部の茶畠、河川沿いの田園等の農地には、そこに住む人々の営みとともに良好な農村集落となっている地区が見られます。

こうした地区においては、景観農業振興地域整備計画の策定を検討し、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図り、農地と集落の一体的な景観の保全に取組みます。

### ■自然公園法の許可基準に関する事項

市内の鈴鹿国定公園区域内において建築物・工作物の建設、土石の採取等を行う場合は、自然公園法に基づく許可申請に基づいて良好な自然景観の保全を図っていくとともに、必要に応じて景観保全に関する追加の方策を検討します。

## 2. 景観まちづくりの知識・情報の共有化

### ■景観まちづくりに関する情報の提供

#### ○HP・情報紙を活用した情報発信

市民・事業者に景観計画を周知し、景観に対する意識の向上による主体的な景観まちづくりを促すために、HP・情報誌を活用した情報発信を行います。

また、本市の魅力ある自然、歴史・文化景観等の景観資源における情報を蓄積し、市内外へ情報発信を行います。

#### ○地域懇談会開催による情報共有

景観形成推進地区・景観重点地区の指定を検討していく地区において、景観の現状や特性を共有化し、景観形成に対する意欲の向上を図るために、地域懇談会を開催します。

### ■景観まちづくりに関する啓発活動

#### ○景観まちづくりに関する知識向上への取組み

市民・事業者の景観まちづくりに対する知識を向上させ、多くの市民・事業者が景観まちづくりに取組んでいくために自然、歴史・文化の体験教室や景観形成に関する講演会、研修会等を開催します。

#### ○景観まちづくりに関する学校教育への取組み

子どもが本市の良好な景観に対する興味や関心を持ち、景観に対する知識が向上するよう、学校教育の場において自然、歴史・文化景観等の紹介や体験する機会を設けます。

---

## 3. 協働による良好な景観まちづくりの推進

---

### ■景観まちづくりに向けた市民活動支援

現在、景観まちづくりを行っている市民活動団体や地域の団体の活動を支援するとともに、活動内容を発表できる機会の確保や表彰制度等の創設の検討を行い、取組み意欲の向上を図ります。

また、景観まちづくりを担う新たな組織の設立に向け、リーダーとなる人材の育成を図ります。

### ■景観まちづくりに関する専門家、有識者の派遣

NPO、市民団体等の要請に応じて、景観まちづくりの推進に向けた適切なアドバイスができる専門家や有識者の派遣等の支援を行います。

---

## 4. 各種制度の積極的な活用

---

### ■景観法

#### ○景観形成推進地区・景観重点地区の拡充

景観形成推進地区・景観重点地区に指定した地区については、各地区の景観特性を踏まえた景観形成に積極的に取組んでいくこととします。更に、候補地とした地区については景観形成推進地区又は景観重点地区の指定、景観形成推進地区については景観重点地区の指定に向けて、地区住民との協議を進めていくこととします。

### ○景観整備機構の指定検討

良好な景観まちづくりの活動を行っているN P O等については、景観整備機構に位置付けるなど制度の活用を図ります。

### ■都市計画法

#### ○景観地区、高度地区の設定推進

景観形成推進地区・景観重点地区において、良好な景観の形成が特に必要な地区は、地区住民の合意が得られるなどの条件が整い次第、景観地区や高度地区制度を活用し、更に積極的な景観形成を推進していきます。

#### ○開発行為時における良好な景観形成への誘導

市内において開発行為を行う際には、開発行為の審査・協議の際に良好な景観形成に向けた誘導を図っていきます。

### ■文化財保護法

歴史・文化景観の核となっている指定文化財等を適切に維持・管理、修理・修復し保存、活用を図っていきます。また、指定等がされていない文化財についても、その価値が明らかになったものについては指定文化財等に位置付けていきます。

### ■地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）

「亀山市歴史的風致維持向上計画」において位置付けた重点区域（亀山市東海道沿道区域）内の歴史・文化景観の魅力を向上させていくための整備を推進します。また、歴史的建造物等については、適宜、歴史的風致形成建造物に指定し保存、活用を図っていきます。

---

## 5. 良好的な景観まちづくりに向けた取組み

---

### ■景観調査の実施

本市の良好的な景観まちづくりに向けた調査を専門機関や市民団体と連携し、適宜実施します。また、歴史・文化景観の残る地区や商業地における景観の現況把握、観光資源の発掘等の調査を適宜実施します。

### ■公共事業等における良好な景観まちづくりの推進

#### ○各種事業における良好な景観まちづくりへの検討

公共事業は、良好な景観づくりを先導していく役割を担う必要があります。このため、周囲の景観に対する影響が大きい事業については、担当部署と事前協議を行った上で周囲の景観に配慮し、良好な景観づくりに寄与する整備を進めます。

## ○修景整備事業の実施

既存の公共施設については、改修・改良に合せて周囲の景観特性に配慮した整備を検討し、良好な景観形成を図っていきます。特に、東海道や関宿周辺については、歴史的町並みの景観特性を活かした整備を進めていくこととします。

## ○良好な視点場づくりの実施

市内の主要な視点場については、本市の良好な眺望景観を市内外の人々に広めていくとともに、安全で快適に楽しむことのできる施設整備を推進します。

### ■良好な景観づくりへの支援制度の推進

## ○歴史・文化景観の残る地区における修景整備等の推進

関宿伝建地区の歴史的町並みを保存し、宿場町としての連續性を維持していくために、地区内の歴史的建造物の修理・修景ための支援制度を活用し推進します。

また、市の棚田、茶畠等の特徴ある農業景観の保全に取組んでいくとともに、耕作放棄地への景観作物の活用を支援していきます。

## ○新たな支援制度についての検討

景観重点地区では、地区の特性に応じたきめ細やかな景観形成基準を検討するとともに、良好な景観形成に寄与する建築物の修理・修景について必要な支援制度を検討します。景観重要建造物・樹木についても修理・維持管理等に必要な支援制度について検討します。

### ■生活環境向上に向けた取組み

## ○自然環境の保全

市民との協働による清掃活動等により、市内の魅力ある自然景観を適切に保全するとともに、市民が自然と親しむことのできる公園等の整備・利用促進を図っていきます。

## ○環境美化についての取組み

地域住民による身近な場所の清掃活動やごみの不法投棄、放置自転車の撤去・防止等といった環境美化の取組みを推進します。

## 参考資料

### (1) マンセル表色系

#### ■ マンセル表色系の概要

マンセル表色系は、色彩を色の3属性（色相、明度、彩度）に基づいて色を数値的に表現しています。美術、デザイン分野でよく使われる表色系となっており、景観計画に定める色彩の基準においても多くの市町村が採用しています。

#### 色相

色合いを表します。

色相は、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10種の基本色で構成します。また、色が赤(R)から黄赤(YR)へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を表示する記号(R)の前に0から10の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表記します。

#### 明度

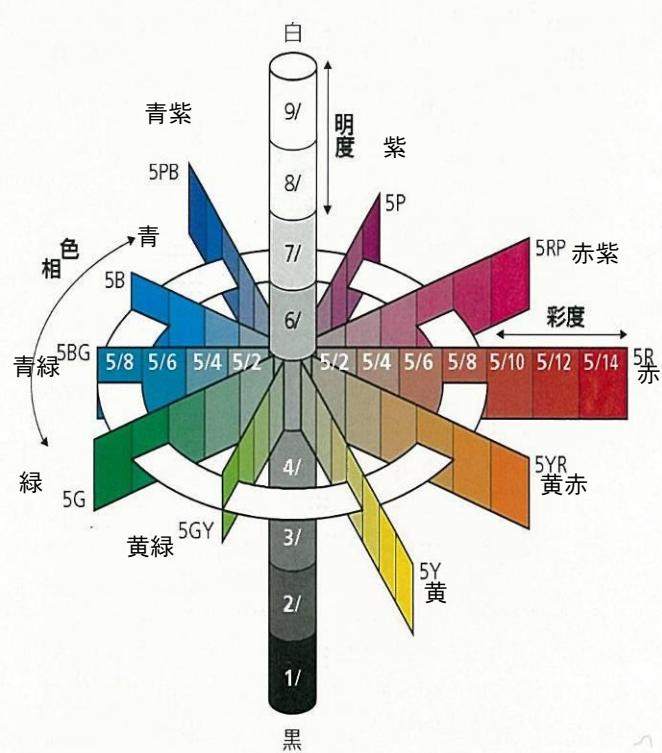
色の明るさを表します。

色の明るさを最低明度である黒の0から、最高明度である白の10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

#### 彩度

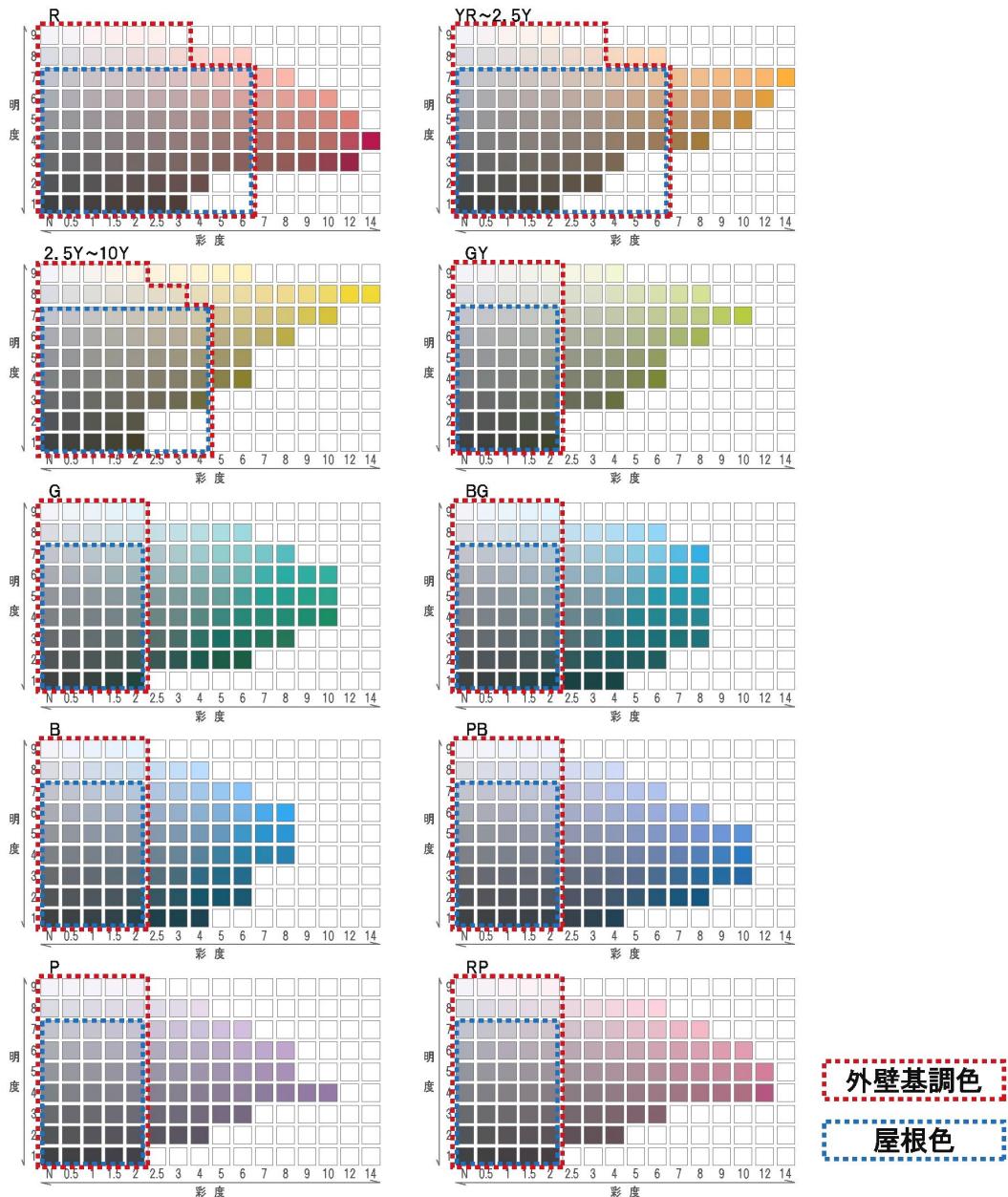
色の鮮やかさを表します。

色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す0から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。尚、表現できる最高彩度は色によって限界があるため、色相ごとの彩度における最高尺度は異なります。色味のない鈍い色ほど数値が小さくなり、一方、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。



■一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区(眺望できない範囲)の色彩制限

対象	色相	明度	彩度
外壁 基調色	0R~2.5Y	7以下	6以下
		—	3以下
	2.6Y~10Y	7以下	4以下
		8以下	3以下
		—	2以下
	その他	—	2以下(無彩色を含む)
屋根色	0R~2.5Y	7以下	6以下
	2.6Y~10Y	7以下	4以下
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)



外壁基調色

屋根色

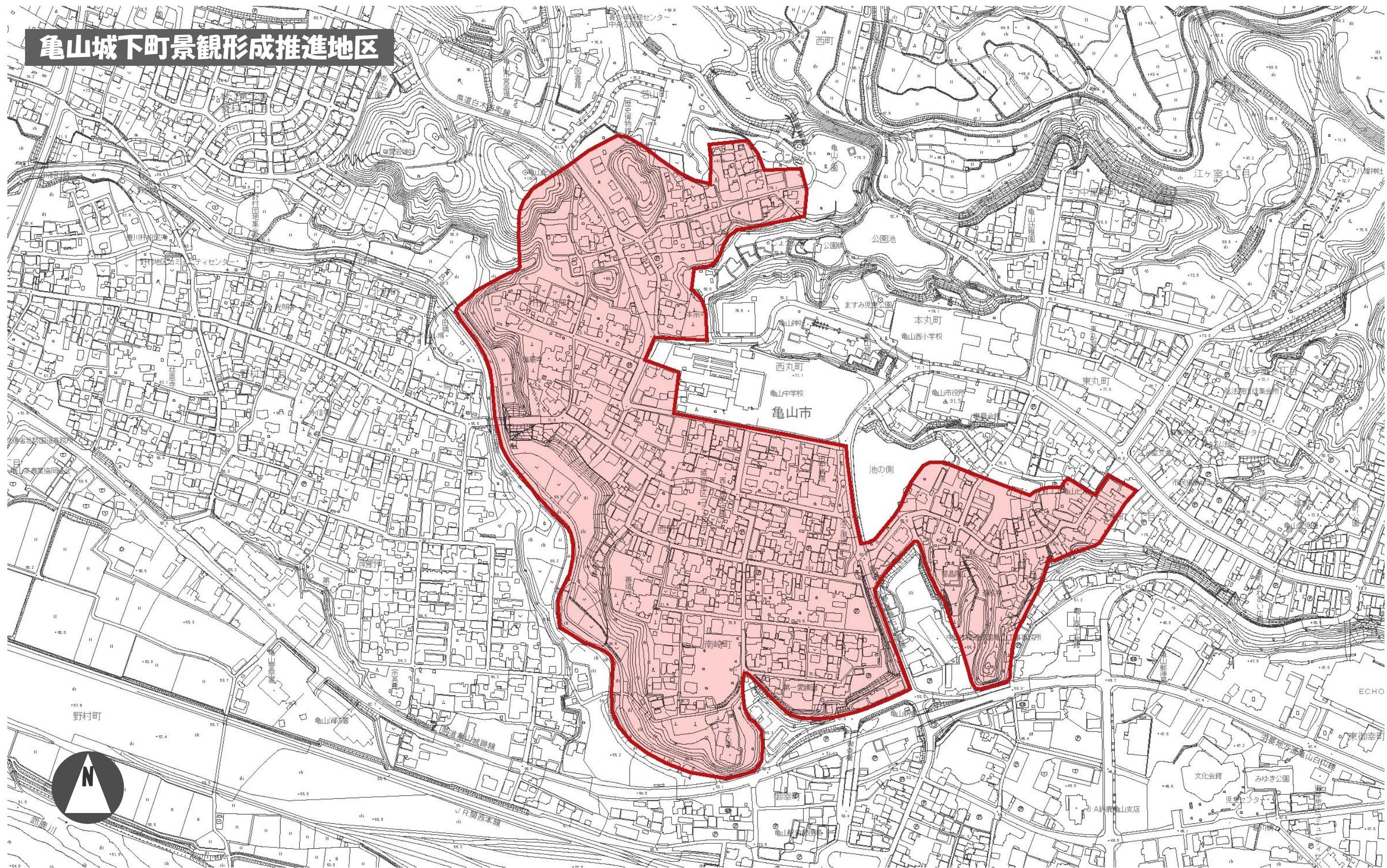
### ■景観重点地区(眺望できる範囲)の色彩制限

対象	色相	明度	彩度
外壁 基調色	0R~10R	6以下	4以下
		7以下	3以下
	0.1YR~2.5Y	7以下	4以下
		8以下	3以下
	2.6Y~10Y	7以下	3以下
	その他	7以下	2以下(無彩色を含む)
屋根色	—	7以下	無彩色

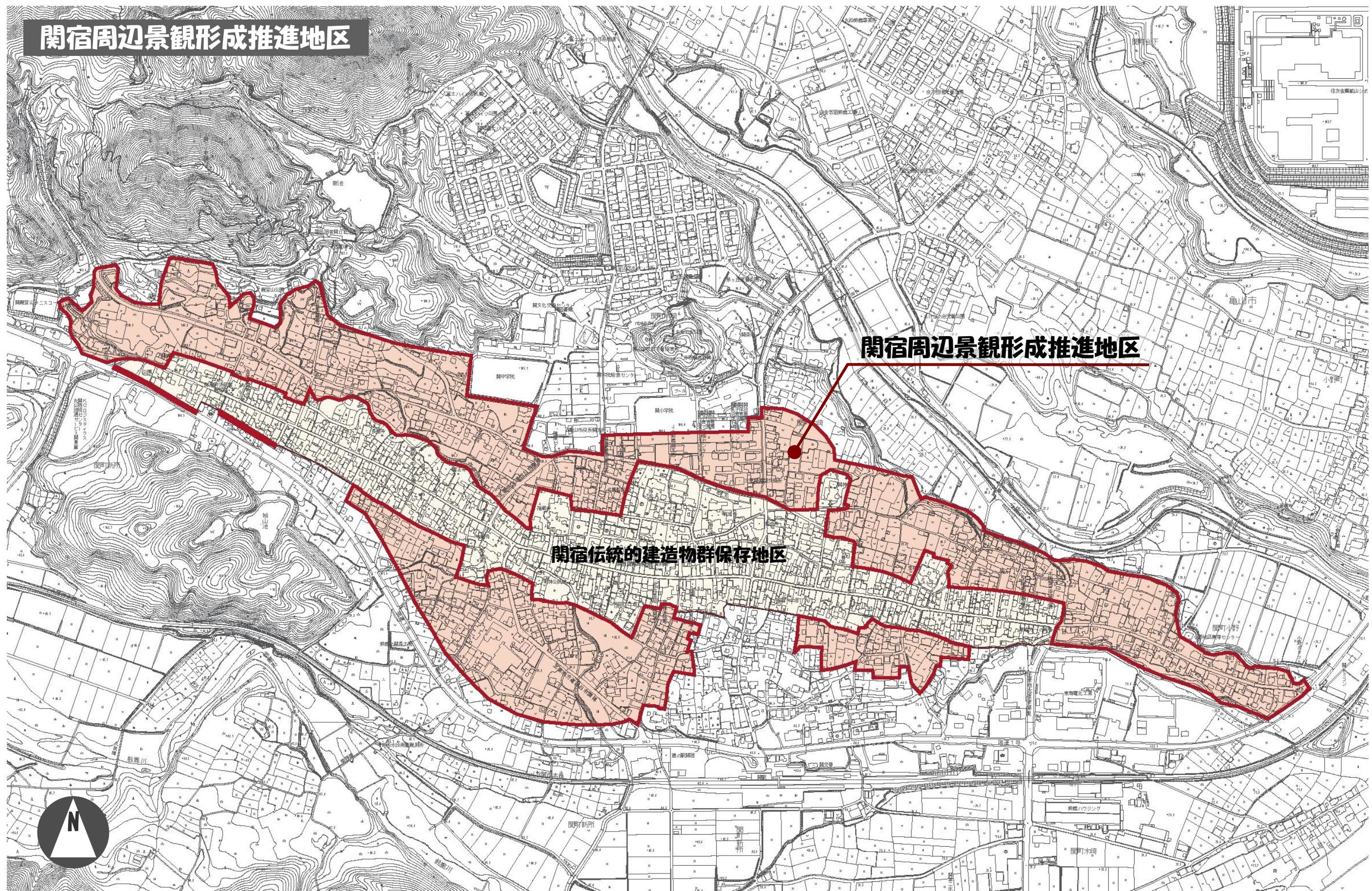




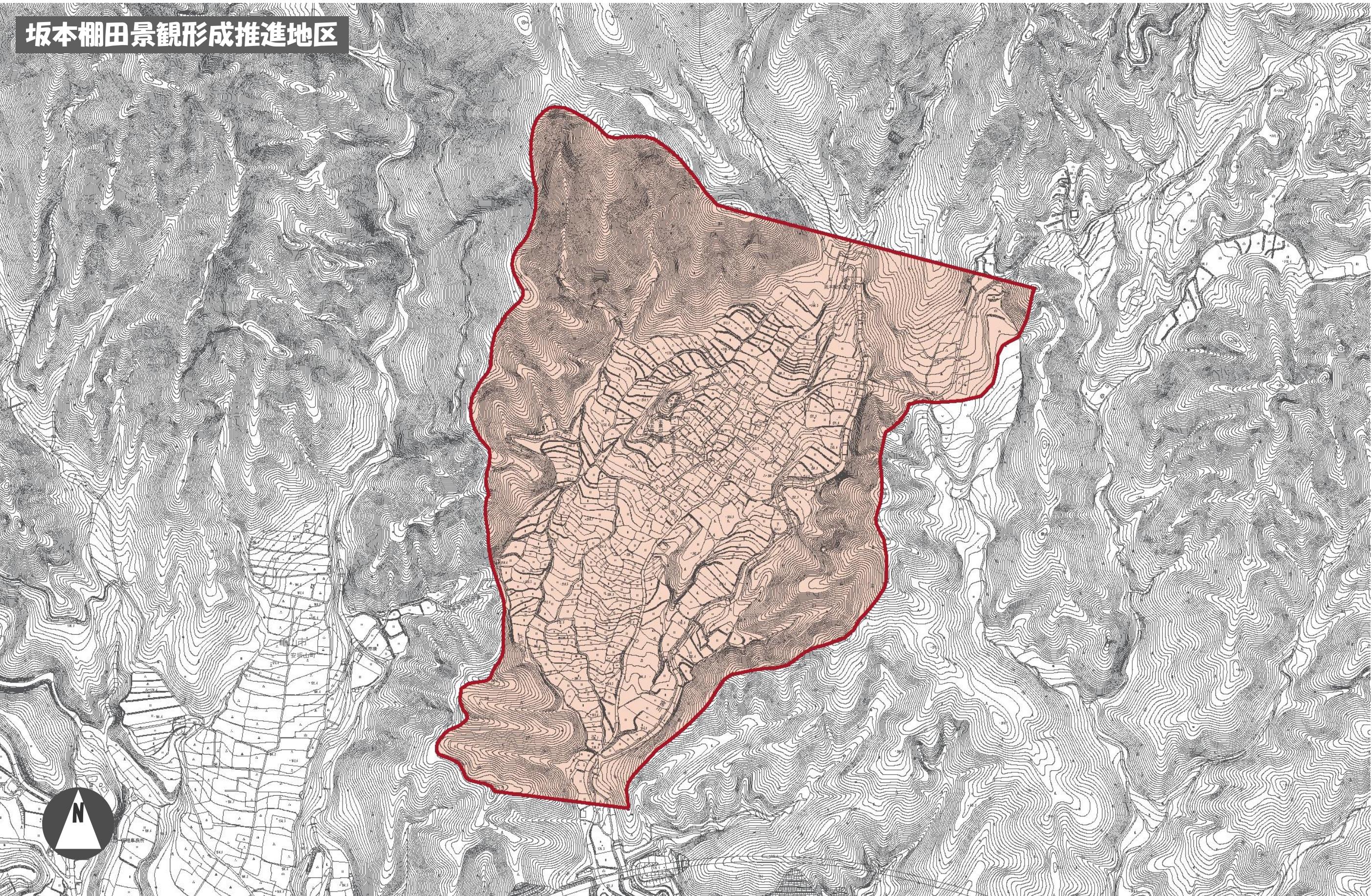
## (2) 景観形成推進地区及び景観重点地区における詳細図



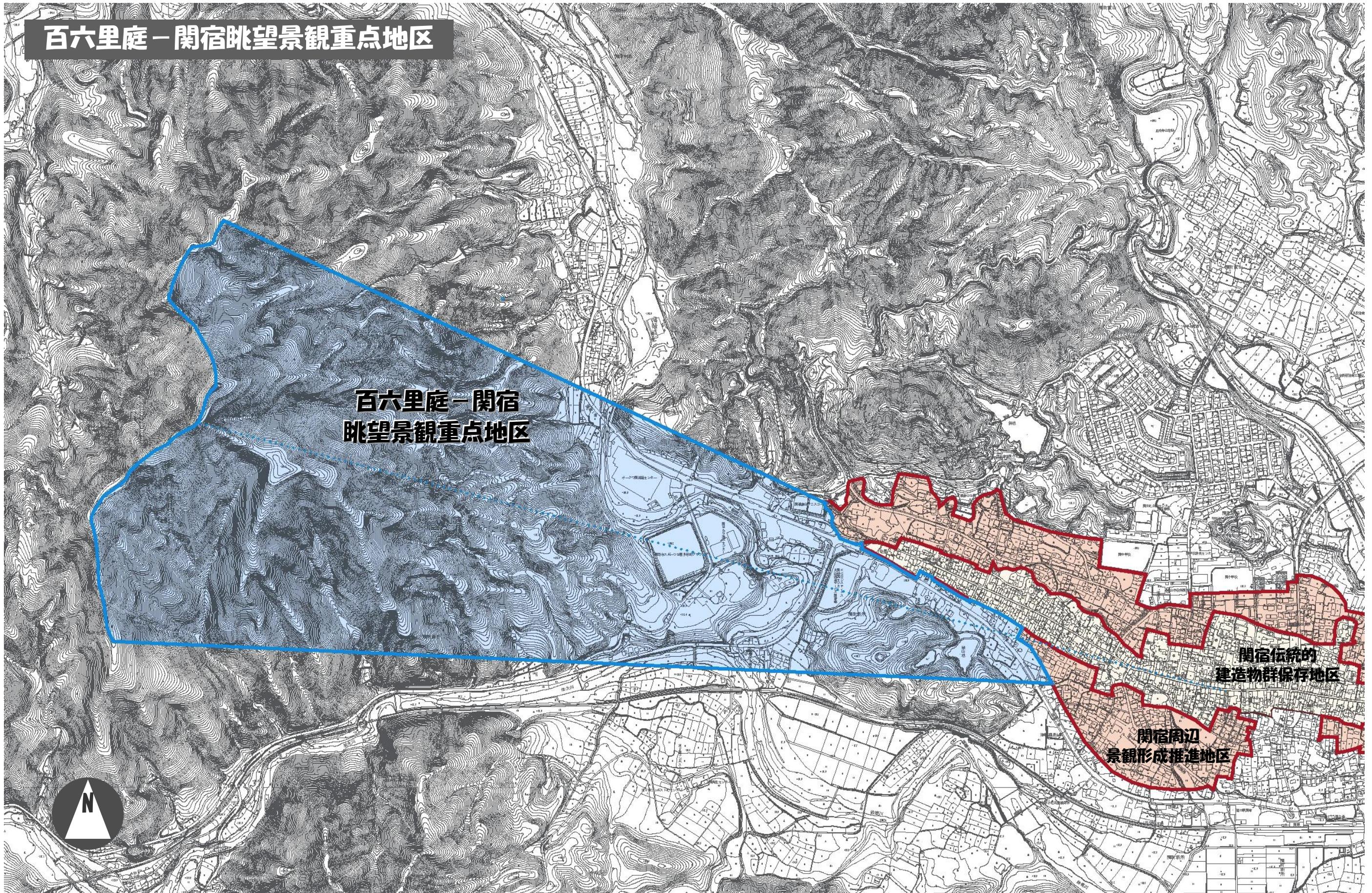














### (3)用語集

#### あ 行

##### アクセント色

建築物の外壁等の一部(1/20未満)において使用する色彩。

##### 入母屋屋根

屋根の上部が切妻屋根(切妻屋根の項参照)、下部が寄棟屋根のようになっている屋根形式。寄棟屋根は四方に向かって傾斜し、上部に棟がある屋根形式。

##### インターロッキングブロック

道路、公園等の舗装に使用されるコンクリート製の組み合わせブロック。

インターロッキングブロック同士の隙間から雨水が浸透するのでアスファルト舗装等よりも水はけが良くなっています。

##### NPO

Non-profit Organization の略称のこととで、営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間非営利組織。

#### か 行

##### 外壁基調色

建築物の外壁の大部分を占める基本となっている色彩。

##### カラー舗装

美観や交通の安全対策のために道路の機能を高めるために着色した舗装。

##### 景観整備機構

公益法人又はNPOで、景観行政団体の長から指定された団体。

管理協定に基づいて景観重要建造物や景観重要樹木の管理を行うなど、景観法第93条に規定されている様々な業務を行うことができます。

#### 景観地区

市町村が都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について、市街地の良好な景観の形成を図るために、都市計画として定める地区。

景観地区では「建築物の形態意匠の制限」、「建築物の高さの最高限度又は最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」のうち必要なものを定めることができます。

#### 景観農業振興地域整備計画

景観計画区域内の農業振興地域内において、景観との調和に配慮しつつ、良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地等の保全及び農業用施設等の整備を一体的に推進する必要がある場合、市が定めることのできる計画。

#### 建築協定

土地の所有者等の全員の合意によって建築基準法等に定められている「最低の基準」にさらに一定の制限を加え、市長の認可によって締結する協定。

#### 切妻屋根

屋根が二つの傾斜面で構成されており、山形の形状をした屋根形式。

#### 鉱区禁止区域

鉱業を行うより、一般公益を守ること、またはその他の産業の利用に供する方が適当であると認められる場合、国の行政委員会である公害等調整委員会が指定した鉱業を禁止した地域。

鉱物を採掘する場合に必要な鉱業権の鉱区として設定が行えない地域とするもので、大臣または都道府県知事の請求により審査・指定されます。

## 鉱業権

登録を受けた一定の土地の区域において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中にある他の鉱物の掘採及び取得する権利。

## 耕作放棄地

1年以上作付けされず、今後数年も作付けする考えのない土地。

## 高度地区

市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、都市計画法によって建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められている地区。

## コントラスト

同じ景色の中での色や明るさの差。  
一般にはある物体とそれ以外の背景とが区別できるような視覚的な特徴の差。

## さ 行

## 自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした法律。(昭和32年制定)

## 視対象

視点場から眺めることのできる山や町並み、建造物等の対象物。

## 視点場

良好な景観を眺めることのできる場所。亀山市では、道路、公園、橋等の公共施設としています。

## 重要伝統的建造物群保存地区

各地に残る歴史的な集落や町並みなどを市町が条例等により指定した「伝統的建造物群保存地区」のうち、文化財保護法の規定に基づき、特に価値が高いものとして国が選定した地区。

## スプロール化

市街地が無計画的に拡大し、虫食い状態の無秩序な市街地が形成されること。

## セットバック

建築物等の壁面を道路境界線から後退させること。

## た 行

## 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(歴史的風致)の維持及び向上を図り、都市の健全な発展及び文化的向上に寄与することを目的とした法律。(平成20年制定、通称:歴史まちづくり法)

## 眺望景観

ある視点場(公園、施設、道路、橋等)から視対象(山、町並み、歴史的建造物等)を眺めた際に視覚を通じて認知される景観。

## つし2階

2階の天井が通常より低い町屋の様式。高さを抑えているため、主に物置き部屋として利用され、窓は虫籠窓等が多く用いられていました。

## 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に關し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

(昭和 43 年制定)

## な 行

### 日本の棚田百選

平成 11 年に農林水産省が、多面的機能を有している棚田について、その保全や、保全のための整備活動を推進し、農業農村に対する理解を深めることを目的として選定を行った棚田。

## は 行

### 文化財保護法

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とした法律。(昭和 25 年制定)

## ま 行

### マンセル表色系

色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表現し、定量的に表す表色系の一種。  
⇒詳しくは、p. 72 参照

## ら 行

### ランドマーク

市や地域の景観を特徴づける目印となっている山、建造物等で象徴的な景観資源。

## 歴史的風致形成建造物

市町村が策定する「歴史的風致維持向上計画」に示す指定方針に基づき、歴史的風致を形成し、その維持向上のために保全すべき建造物として、市町村長が指定する建造物。

## 陸屋根

屋根に勾配がない平面状の屋根形式。